

平成 20 年度第 2 回青森県公共事業再評価審議委員会 議事録

青森県企画政策部政策調整課

日 時 平成 20 年 6 月 15 日(日) 13:30 ~ 16:55
場 所 ホテル青森 3 階「あすなろの間」
出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員
委員長 小林 裕志 北里大学 獣医学部 教授
委 員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授
委 員 小野崎 保 青森公立大学 経営経済学部 教授
委 員 川村 克彦 公募
委 員 武山 泰 八戸工業大学 工学部 教授
委 員 長野 章 公立はこだて未来大学 システム情報科学部 教授
委 員 日景 弥生 弘前大学 教育学部 教授
委 員 松富 英夫 秋田大学 工学資源学部 教授

青森県

企画政策部 奥川部長、田澤政策調整課長 ほか
農林水産部 田中次長、石田林政課長代理 ほか
県土整備部 山下理事、五十嵐整備企画課長、田村道路課長、
工藤河川砂防課長、大日向港湾空港課長、今都市計画課長 ほか

内 容

1 開 会

司会（田澤政策調整課長）：それでは、ただ今から平成 20 年度第 2 回青森県公共事業再評価審議委員会を開会いたします。

《会議成立報告》

司会：さて、本委員会の会議は、青森県公共事業再評価審議委員会運営要領第 2 第 2 項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は 10 名中 8 名に御出席いただいておりますので、会議が成立しますことを御報告いたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、委員会設置要綱の規定に基づきまして小林委員長にお願いいたします。小林委員長、よろしくお願いたします。

《基本的事項の確認》

小林委員長：皆さん、こんにちは。どうぞ、よろしくお願いたします。

それでは、例によって盛りだくさんでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。毎度事務局から「確認してください」ということなので確認させていただきます。

今日は傍聴の方はいないので、傍聴の方はいいですね。記者に対する説明は、終わった後、私に御一任いただきたいということでございます。それから、議事録は各委員のチェックを受けた後で開示するというので、例のとおりだということでございます。

《審議の進め方》

小林委員長：それでは、今日の進行でございますけれども、最初にお手元の案件書の鏡のところに議事と書いてありますように、今日、河川砂防担当のところの内容が多いのですけれども、その「整備計画の策定について」ということで御報告をいただいて、その後、前回説明を受けていなかった整理番号、お手元の整理番号で申し上げますと16番から20番ですね、ここの御説明を担当の方からいただいて、その後、追加として審議をお願いすることになりました24番から31番ということで、河川砂防課の方から一括してということになると思います。

そして、前回担当課の方から御説明いただいた事案について、いろいろ各委員から御質問、御意見が出ていましたので、それに対する担当課からの回答もお聴きしたいと思います。

本日は、これらの中から詳細審議する地区を選ぶということが一番大きな仕事でございますが、詳細審議地区以外の地区につきましては、先般お示しいただいた県の対応方針案に対する委員会の意見を決めたいというふうなことも考えております。

このような手順で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

2 議 事

(1) 岩木川水系河川整備計画の策定について(報告)

小林委員長：それでは、河川整備計画の策定ということで、担当の方、どうぞ御説明ください。河川砂防課：資料の4になります。それでは、岩木川水系河川整備計画策定の報告をさせていただきます。

1枚お開きください。まず、河川整備計画についてですが、平成9年の河川法の改正により、同法に位置付けられたもので、河川管理者は河川工事及び維持について基本的な方針や内容を定めることとされております。

また、同法第16条の2には、河川管理者は河川整備計画の策定に当たって学識経験者や地域住民、関係市町村など、関係機関の意見を聴かなければならないとされております。

事業評価と河川整備計画の関係ですが、第1回の当委員会で御説明いたしましたとおり、国土交通省の再評価実施要領において、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続が行われたものと位置付けるとされております。また、同細目において、これらの手続が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告すると定められていることから、今回御報告をさせていただくものです。

次のページをお開きください。岩木川水系河川整備計画の策定までの経緯について御説明い

たします。

策定までには学識経験者などから成る岩木川河川整備委員会による全5回の審議、弘前市、五所川原市、藤崎町、中泊町の流域2市2町での意見を聴く会の開催、インターネットやはがきによる意見募集、流域内関係市町村など関係機関との協議などを経て、昨年12月10日に策定となっております。

次のページをお願いいたします。基本計画の基本的な考え方を御説明いたします。

基本的な理念としては3つあり、まず、人々が安全に生活し、安心して水の利用ができるよう、安全・安心の川づくりを目指します。次に、各河川の持つ豊かな自然環境や美しい河川景観を保全・創出し、次の世代に引き継ぐことのできる川づくりを目指します。そして、地域住民に河川や自然に対する理解を深めていただき、地域が一体となって川のあり方を考える川づくりを目指します。

次のページをお願いいたします。本整備計画の計画対象区間及び対象期間について御説明いたします。

図に青線で示している区間が大臣管理区間で、桃色線で示している区間が青森県が管理する区間となっております。本整備計画の計画対象区間は、青森県が管理する区間すべてを対象としております。河川特性の違いなどを勘案して、岩木川・平川・浅瀬石川の3川が合流する地点を境に、下流側を五所川原圏域、上流側を弘前圏域としております。

計画の対象期間は概ね30年としており、今後の状況の変化により、適宜見直しすることになっております。

次のページをお願いいたします。岩木川水系の治水の現状と課題について説明いたします。

治水の現状といたしましては、昭和33年、昭和50年、52年などの大災害を受け、河川改修を進めてきましたが、いまだ流下能力が低い区間があり、写真にありますように平成に入ってから度々被害が発生しております。

次のページをお願いします。河川整備の目標流量を御説明いたします。

整備計画を実施することにより、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生しても、床上浸水などの重大な家屋浸水被害を防止するとともに、水田など農地についても浸水被害の軽減に努めることとしております。各河川の整備目標流量は、図に赤字で示しますとおり、旧十川が毎秒910トン、十川が毎秒700トン、後長根川が毎秒320トン、平川が毎秒1,100トンとしております。

次のページをお願いいたします。この図は河川整備対象河川の位置を示しており、十三湖がある左側が北で、岩木川は右から左へ流れています。

赤で示す河川ですが、下流側から旧十川、十川、後長根川、平川、腰巻川、引座川、大和沢川について、河道の拡幅、掘削を行い、流下断面を拡大して洪水氾濫を防止することとしております。また、堤防点検を実施した上で、必要な箇所について堤防の質的強化を行うこととしております。

次のページをお願いいたします。それぞれの河川における治水対策の具体的内容を御説明い

たします。

旧十川については、昭和 43 年 8 月の災害を受け、昭和 45 年度に事業に着手し、段階的に流下能力を向上させてきています。今後は流下能力が不足している飯詰川合流点の下流から、松野木川合流点までの約 9 km 区間において、図の右下にある断面図のように河道拡幅、掘削を行います。金木川については、旧十川合流点から鉄道橋までの約 2.7 km 区間において、図の左上にある断面図のように河道拡幅、掘削を行います。費用対効果ですが、右上の表にありますとおり、全体事業費で 190 億円、B / C が 1.3 となっております。

次のページをお願いいたします。十川について御説明いたします。

十川は昭和 26 年より事業着手したところですが、昭和 52 年 8 月の大災害にかんがみ、直轄合流点から 20.4 km を対象とした二次改修に着手しております。今後は流下能力が不足している約 18.4 km 区間において、図の中段右にある断面図のように河道拡幅、掘削を行うこととしております。費用対効果ですが、右上の表のとおり、全体事業費が 260 億円、B / C が 2.7 となっております。

次のページをお願いします。後長根川について御説明いたします。

後長根川は、昭和 49 年災、昭和 50 年災による災害復旧を実施しましたが、河積が狭小なことから、昭和 59 年より抜本的な改修に着手しております。今後は流下能力が不足している約 2.5 km 区間において、図の中段右にある断面図のように河道拡幅、掘削を行います。費用対効果ですが、右上の表のとおり、全体事業費が 98 億円、B / C で 3.3 となっております。

次のページをお願いいたします。平川本川と引座川、腰巻川、大和沢川について御説明いたします。

平川本川は、昭和 21 年度より中小河川改修に着手し、今後は上流部約 0.2 km 区間において、図の中段右にある断面図のように河道掘削を行います。次に、引座川は洪水時の平川の水位に対して堤防の高さが不足しているため、平川合流点から約 1.5 km 区間において、図の左上にある断面図のように河道拡幅、掘削を行います。次に、腰巻川は、平川との合流点から 3.5 km 区間においては区画整理と一体となった河道改修が完成しており、その上流約 0.6 km 区間において、図の左下にある断面図のように河道拡幅、掘削を行います。次に、大和沢川においては、国道 7 号から上流約 1.6 km 区間の河道拡幅、掘削を行います。費用対効果ですが、右上の表のとおり、全体事業費 170 億円、B / C が 2.6 となっております。

次のページをお願いいたします。大和沢ダムについてですが、下流域の河川改修と共に大和沢ダムの整備により、治水安全度の向上を図るべく、現在調査を進めております。今後は更に経済性、環境への影響などを考慮しつつ、最適な整備手法について検討していくこととしております。

以上、岩木川水系河川整備計画策定の報告を終わらせていただきます。

小林委員長：ありがとうございました。もう一度 8 ページを開いていただければ、岩木川水系と言われているものの一番下流の十三湖から一番上流の大和沢ダム、この大和沢ダムは本委員会でも現地調査を一度やったことがありますね。これ全体が概ね 30 年計画でしたっけ、30 年

くらいという長丁場をかけて整備していこうということを検討したり、実際着手したところがありますと、そういう御説明でございました。

これは、そういうことで、策定の内容を委員の方々に御承知くださいということで、御報告ということで、ありがとうございました。

(2) 平成20年度公共事業再評価対象事業に係る県対応方針(案)について

《事業の概要説明(河川砂防課所管事業の概要)》

小林委員長：それで、次は河川砂防課の個別の話をしていただくんですけども、その前に河川砂防課所管事業の概要、これをちょっと委員の方々に再度御認識いただきたいということだそうですので、どうぞ御説明ください。

河川砂防課長：河川砂防課長の工藤です。よろしく願いいたします。資料5に基づき、河川砂防課所管事業の概要を御説明したいと思います。

その前に、今の整備計画の報告がございましたけれども、我々の不手際により報告がなかった箇所があり、今回追加の審議になって、数が多くなったことを委員長はじめ委員の皆様におわび申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、河川砂防課所管事業の目的でございますけれども、河川砂防課所管事業は、河川・海岸・ダム・砂防・急傾斜地保全・地すべりなど、広範囲に及んでおります。生態系や景観に配慮した河川改修や海岸保全、洪水調節、水資源のための河川総合開発事業、土石流、地すべりなどの土砂災害への対応など、安全で快適な生活のための社会資本整備を目的としております。

概要でございますけれども、河川事業は台風や集中豪雨などによる水害から県民の生命・財産を守り、良好な水辺空間を創出することにより、安全で潤いのある生活環境を提供しようとしております。県では補助事業、県単独事業ともに近年の水害対応として緊急性の高い河川について集中的・重点的に整備を進めることにより短期間で効果発現を図ることとしております。

現在の整備状況でございますけれども、県で管理する区間の河川整備状況はおよそ35.8%となっております。19年度末現在でございます。

事業体系ですけれども、河川事業は、下の方にありますように治水、環境、管理の大枠がありまして、今回審議の対象となりますのは、河道改修の中の広域基幹河川改修事業あるいは河川改良事業でございます、県単独事業でございます。それから、一番の下の太枠でございます総合流域防災事業ということになっております。

それから、次に海岸事業でございます。海岸事業については、台風や低気圧などによる高潮や波浪、地震による津波などから県民の生命・財産を守ることを目的としてありまして、高潮対策や浸食対策、津波対策などを行うための海岸保全施設を整備する事業でございます。県では、近年、高潮や波浪による浸水・侵食被害が発生している海岸、津波により甚大な被害が予想される海岸など緊急性が高い海岸において重点的に整備を進め、事業効果を図っております。

整備状況でございますけれども、河川砂防課で所管する国土交通省河川局所管の海岸保全区

域での海岸整備状況でございますが、およそ 56.2%となっております。

次に事業体系でございますけれども、海岸事業には、下の枠にあります目的としまして高潮による浸水被害対策、海岸侵食による災害対策、海岸堤防などの耐震対策、大規模地震等に伴う津波対策、既存海岸保全施設の老朽化対策、安全で快適な海浜利用促進という大枠がありまして、今回対象になるのが右の太枠の高潮対策事業、もう1つ侵食対策事業でございます。

それから、次にダム事業でございます。ダム事業については、国土の保全、水資源の開発、エネルギー開発などの国土開発基盤整備に寄与し、国民生活にとって欠くことのできないものでございます。我が国のダム建設は、エネルギー開発を中心とした近代的なダム事業から発展を見せ、近年では、国土保全のための洪水調節機能を併せ持った河川総合開発事業がダム事業の中核となっております。

青森県のダムの整備状況でございますけれども、建設ダムが駒込、奥戸の2ダム、実施計画調査ダムが大和沢1ダム、管理ダムは目屋ダム外9ダムとなっております。

ダムの事業体系でございますけれども、ダム事業は主な目的別に次のように分類されております。多目的ダム、治水ダム、堰堤改良、既存ダム管理ということになっております。今回御審議をいただくのは、その中の河川総合開発事業であります駒込ダムと奥戸ダムでございます。

次に地すべり事業の概要でございます。地すべり対策事業は長雨や融雪などで地下水が上昇するなどにより土地の一部が移動する自然現象に対し、排水ボーリングや集水井を設置し、地下水を低下させて土砂の移動を抑えることで地域住民の生命・財産を守ることを目的とした事業であります。県では、これまで地すべりにより甚大な被害が予想される区域など、緊急性が高い地区において重点的な整備を進めております。

その整備状況でございますけれども、着手率で 29.6%、整備率で 23.4%となっております。

事業体系でございますけれども、砂防事業の体系でございますけれども、まず自然現象の内容でございます。土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、雪崩、土砂災害がありまして、今回御審議をいただくのは、その地すべりの地すべり対策事業ということになっております。

よろしくお願いたします。以上でございます。

《対応方針（案）の説明（整理番号 16 番）》

小林委員長：ありがとうございます。引き続き、積み残しと言うか、個別の事業について、どうぞ担当の方、お願いします。

河川砂防課：それでは、河川事業について御説明いたします。まず最初に、再評価調書 16 番を御覧ください。天田内川総合流域防災事業です。施工箇所は青森市です。工期は昭和 49 年度から平成 32 年度までを予定しています。

事業目的ですが、調書の 4 枚目の航空写真を御覧ください。これは天田内川の下流部、青森市の油川地区から岡町地区にかけての範囲を撮影したものです。天田内川は写真の上、岡町地区から写真の下、油川地区に向かって流れており、油川地区の市街地を通過して陸奥湾に注いでいます。中段左の写真でお分かりのとおり、天田内川は川幅が狭いために大雨の度に氾濫し、

浸水被害が発生しています。このため、県では、天田内川沿川を浸水被害から守ることを目的に、昭和 49 年度から河川改修事業を進めているものです。

再評価調書の最初のページに戻っていただきまして、主な事業内容ですが、築堤工 6,320m、掘削工 2,950m、護岸工 2,149m、道路橋 12 橋などとなっております。道路橋が増えているのは、事業着手後に国道 280 号バイパスが建設されたことや、水田の中に新しい河川を開削するため、農道を分断しないように橋梁が必要となったものです。

また、事業費が前回再評価時と比べて大幅に増えていますが、これは今御説明したとおり橋梁が増えたことによるほか、事業着手から 30 年以上経過し、その間の物価の変動があったこと、また今後改修を予定している区間には用排水路が複雑に入り組み、調査の結果、取水施設等の補償工事が必要となったことなどの理由により事業費が増額となったものです。

事業の進捗状況ですが、全体改修区間 3,368mのうち、河口から約 1,400mが暫定断面で完成しています。今後はその上流で現在の河川をバイパスする新しい河川、これを捷水路と呼んでいます。捷水路の工事を進めていくこととしております。進捗率ですが、総事業費 78 億円に対し、平成 20 年度末までの実施予定額が 38 億 7,300 万円、計画全体に対する進捗率は 49.7%で、工事期間から見るとやや低くなってはおりますが、これは今まで下流の人家が密集する市街地の改修を進めてきたことによるもので、今後事業費を重点的に投資し、概ね 10 年を目途に完成の見通しとなっていることから、A 評価としております。

社会経済情勢の変化につきましては、事業着手後の平成 2 年には床上・床下浸水 30 戸の浸水被害が発生しているほか、平成 14 年、16 年、17 年にも浸水被害が発生しており、依然として河川改修の必要性が高いことから A 評価としております。

費用対効果については、B / C が 3.52 で、前回の再評価時と比べて低くなっていることから B 評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況ですが、当事業では河道内の掘削土砂を築堤や旧川の埋立に流用し、また管理用通路の敷き砂利に再生砕石を使用するなどコスト縮減に努めています。また、代替案の検討状況ですが、ダム、遊水地と比較した上で、河道改修案を採用しており、この項目については A 評価としています。

評価に当たり特に考慮すべき点としては、事業の実施に当たって工事説明会や用地説明会を開催した際の住民の意見として、事業の早期完成に対する要望が大きいこと、また環境への影響についても多くの項目で配慮していることから、A 評価としています。

以上、1 つの項目で B 評価となりますが、その他の 4 項目で A 評価であること、またこれまでの浸水被害の発生状況から継続して事業を実施することが必要であり、県の対応方針は「継続」としてあります。

《対応方針（案）の説明（整理番号 17 番）》

河川砂防課：続きまして、17 番の横道海岸高潮対策事業です。施工箇所はおいらせ町です。工期は昭和 48 年度から平成 23 年度までを予定しています。

事業目的についてですが、調書の4枚目、上から2段目の航空写真を御覧ください。これは横道海岸の全景を撮影した写真です。横道海岸は、太平洋に面した砂浜海岸で、背後には工業団地や住宅が建ち並び、資産が集積しています。横道海岸は、太平洋からの高波浪により砂浜の浸食が進み、また、越波被害も発生しています。このため、背後の工業団地や住宅を海岸の侵食や越波被害から防護することを目的に、海岸保全施設の整備を行うものです。

再評価調書の最初のページに戻っていただきまして、主な事業内容についてですが、ヘッドランド工3基、消波工2,164m、堤防工1,673m、堤防耐震対策1,400m、津波対策3,500mとなっています。

また、事業費が75億7,500万円で、前回より増えていますが、これはスマトラ沖大地震とインド洋津波、またハリケーン「カトリーナ」による高潮災害を受けて、今後想定される大地震や津波による被害の最小化を目的に堤防耐震対策と津波対策を追加したことによるものです。

事業の進捗状況ですが、ヘッドランドや堤防は既に完成しており、現在は古い堤防の耐震対策、津波対策を進めているところです。進捗率ですが、総事業費75億7,500万円に対し、平成20年度末の実施予定額が67億3,600万円で、88.9%と順調に進んでいることからA評価としております。

社会経済情勢の変化についてですが、当海岸を含む太平洋沿岸には度々津波が来襲し、これまでに昭和35年のチリ地震津波、昭和48年の十勝沖地震による津波などにより大きな被害が発生しています。近年、津波による被害は発生していませんが、今後予想される大規模地震に伴う津波から背後地を防護するために引き続き、耐震対策、堤防嵩上げを進めていくことが必要であることからA評価としております。

費用対効果については、B/Cが10.21で、前回の再評価より減少しているためB評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況ですが、当事業では堤防の耐震対策において堤体盛土材に既設堤防の掘削土砂を流用するなど、コスト縮減に努めていることからA評価としています。

評価に当たり特に考慮すべき点としては、海岸整備に関し市町村職員や住民に対するアンケート調査、また、地域住民との懇談会、市町村からの意見聴取などの結果、多数の人が防災事業の実施を望んでいることが分かりました。また、環境への影響についても、環境配慮指針に対応し影響を抑えるよう努めていることから、この項目についてもA評価としています。

以上、費用対効果ではB評価となりますが、それ以外の4項目ではA評価であることと、当海岸においては津波、高潮災害から住民の生命・財産を守るために継続して事業を実施することが必要であり、県の対応方針は「継続」としてあります。

《対応方針（案）の説明（整理番号18番）》

河川砂防課：続きまして、整理番号18番、烏沢海岸侵食対策事業です。施工箇所はむつ市です。工期は昭和60年度から平成30年度までを予定しています。

事業目的についてですが、調書4枚目、一番上の航空写真を御覧ください。これは烏沢海岸

の全景を撮影した写真です。烏沢海岸は津軽海峡に面した砂浜海岸で、背後には旧国道 279 号に沿って人家が密集しています。烏沢海岸は、津軽海峡からの高波浪により砂浜の侵食が進み、また越波被害も発生しています。このため、背後の家屋等を海岸の侵食や越波被害から防護することを目的に、海岸保全施設の整備を行うものです。

再評価調書の最初のページに戻っていただきまして、事業内容についてですが、烏沢海岸では人工リーフ 11 基を整備することとしています。前回の再評価時より 1 基増えていますが、これについては調書 3 枚目裏側の全体計画平面図を御覧ください。右から 4 基目と 5 基目の人工リーフの間隔が、外と比べてやや大きくなっています。ここは烏沢海岸に流入する出戸川という河川の河口部のため、全面に人工リーフを設置すると洪水時に流水を阻害するおそれがあることから、今回はこの区間を大きく開け、人工リーフを 10 基配置する計画としていました。しかし、消波効果及び侵食防止効果をより一層高めるために、極力開口部を狭くするよう検討した結果、治水上影響のない配置計画として 1 基追加して、11 基に変更したものです。

事業費が増額となっているのは、今回、これまで天端幅が 25m の暫定整備を進めてきましたが、今後 50m の完成断面で施工することによる増額です。

事業の進捗状況ですが、平成 20 年度末までに、最初に着手した 1 基が天端幅 50m の完成断面で、残り 10 基も 1 部を残して天端幅 25m の暫定断面で完成予定となっております。順次完成断面での施工に着手することとしております。進捗率ですが、総事業費 59 億 100 万円に対し、平成 20 年度末の実施予定額が 30 億 2,100 万円で、51.2% とやや低くなっていますが、今後重点的に事業費を投入して 10 年程度で完成が見込めることから A 評価としております。

社会経済情勢の変化についてですが、烏沢海岸では事業着手後も平成 3 年、平成 5 年、平成 6 年と繰り返し越波被害が発生しています。また、平成 18 年にも高波により浸水被害が発生しており、今後も海岸保全施設の整備を進めていく必要があることから A 評価としております。

費用対効果については、B / C が 3.0 で、前回に比べて減少していることから B 評価としています。

コスト縮減・代替案の検討状況ですが、当事業では人工リーフの材料として、すべて捨石を使用するなどによりコスト縮減に努めています。代替案につきましても、消波工、離岸堤工と比較検討した結果、経済性に優れ、かつ景観面でも優れている人工リーフを採用していることから、A 評価としています。

評価に当たり特に考慮すべき点としては、海岸整備に関し、市町村職員や住民に対するアンケート調査、また、地域住民との懇談会、市町村からの意見聴取の結果、多数の人が防災事業の実施を望んでいることが分かりました。また、環境への影響についても、環境配慮指針に対応し影響を抑えるよう努めていることから、この項目についても A 評価としています。

以上、費用対効果では B 評価となりますが、それ以外の 4 項目では A 評価であることと、また、当海岸においては現在も越波による被害が頻発しており、住民の生命・財産を守るために継続して事業を実施することが必要と考えていることから、県の対応方針は「継続」としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 19 番）》

河川砂防課：続きまして、整理番号 19 番、三沢海岸侵食対策事業です。施工箇所は三沢市です。工期は昭和 54 年度から平成 26 年度までを予定しています。

事業目的についてですが、資料 4 枚目の航空写真を御覧ください。三沢海岸を 6 枚に分けて撮影したものです。上段の左の写真が一番南側、下段の右の写真が一番北側になります。三沢海岸は太平洋に面した砂浜海岸で、以前は砂浜の幅が 150m から 200m 程度で安定していましたが、昭和 40 年代後半から海岸が侵食されるようになりました。県では海岸の侵食を防止するため、堤防や消波施設の整備を行ってきましたが、海岸の侵食を完全に防止するに至らず、ヘッドランドによる侵食対策工法を進めているものです。ヘッドランドとは、大型の突堤を比較的広い間隔で設置することにより、その間に挟まれた砂浜を安定化させることを目的とした構造物です。

再評価調書の最初のページに戻っていただきまして、事業内容についてですが、ヘッドランド 13 基、消波堤 688m、傾斜堤防工 391m などを整備することとしています。

事業の進捗状況ですが、消波堤、傾斜堤防、緩傾斜堤防については既に完成しており、現在はヘッドランドの整備を進めているところです。ヘッドランドは 13 基のうち平成 20 年度末までに 8 基が堤長 200m で完成する予定です。また、残り 5 基についても、平成 21 年度以降順次計画堤長での完成を目指しています。進捗率は、総事業費 86 億 500 万円に対し、平成 20 年度末の実施予定額が 63 億 6,200 万円で、73.9% と順調に進んでいることから A 評価としております。

社会経済情勢の変化についてですが、三沢海岸ではヘッドランドの整備により侵食が抑制され、特に堤長 200m で整備された区間では海浜が安定化傾向にあります。このように、事業効果の発現が著しいことから、県土の保全のために引き続き、海岸保全施設の整備を進めていく必要があり、A 評価としております。

費用対効果については、B / C が 2.45 で、前回の再評価時より減少していることから B 評価としています。

コスト縮減・代替案の検討状況ですが、工事用道路や堤防天端の路盤工に再生砕石を使用するなどによりコスト縮減に努めています。また、代替案につきましても、離岸堤、人工リーフ、突堤などと比較して経済性に優れているヘッドランドを採用していることから A 評価としています。

評価に当たり特に考慮すべき点としては、海岸整備に関し、市町村職員や住民に対するアンケート調査、また、地域住民との懇談会、市町村からの意見聴取の結果、多くの人が防災事業の実施を望んでいることが分かりました。また、環境への影響についても、環境配慮指針に対応し影響を抑えるよう努めていることから、この項目についても A 評価としています。

以上、費用対効果では B 評価となりますが、それ以外の 4 項目では A 評価であることと、また当海岸は全国でも有数の侵食が激しい海岸であることから、これを防止し、住民の生命・財産を守るために継続して事業を実施することが必要であることから、県の対応方針は「継続」

としています。

《対応方針（案）の説明（整理番号 20 番）》

河川砂防課：整理番号 20 番です。三ツ目内区域地すべり対策事業でございます。

資料の 3 ページをお開きください。全景写真があります。場所は大鰐町を環流する平川の左支川三ツ目内川左岸部でございます。三ツ目内区域は、平成 12 年 6 月に、面積 150ha が地すべり防止区域として指定されております。被害想定区域は赤線で囲まれた地すべり防止区域の下の方で、土砂移動により直接被害を受ける三ツ目内集落のほか、写真にはちょっとないのですが、下流部右側ですけれども氾濫区域、そして上流部の灌水区域と広範囲に渡ります。

評価調書の方にお戻りください。概要を説明いたします。三ツ目内区域地すべり対策事業は、平成 11 年度採択でございまして、終了予定は平成 26 年度、今回再評価実施要件として長期継続として挙げております。

事業の目的は、地すべりの発生や兆候を捉え、地すべりによる災害から住民の生命・財産を守るため、地すべり防止工事を実施するものでございます。

主な内容である対策工は、地下水排除工を目的とした集水井や横ボーリング、地表水排除を目的とした水路工、法面工があり、当初計画時からの変更はありません。

総事業費は、当初計画時と変更なく、12 億円になっております。

次に、評価指標及び項目別評価の方ですけれども、事業の進捗状況ですけれども、計画全体に対しての進捗として 49.3%、年次計画に対しては 78.9%となっております。対策工事の検討のため、必要な調査が多く期間を要しており、工事の進捗が若干遅れていますが、問題点等について、用地など事業を進めるに当たっての阻害要因もないこと、また継続観測等により対策工の進捗による地下水位の低下が図られており、事業効果発現は大きいことから A 評価としております。

次のページをお開きください。社会経済情勢の変化については、第 1 に、地すべり防止区域の対岸に直接被害を受ける三ツ目内集落、その中に災害時用援護者施設や避難場所である大鰐第二小学校などのほか、下流部氾濫区域に当たる国道 7 号、JR 奥羽線など公共土木施設もあり、必要性が高いこと。第 2 に、現在でも断続的に小規模な地すべりが発生しており、被害想定区域が広範囲に渡るため、早期の概成が望まれていること。第 3 に、大鰐町地域住民から要望が高く、工事への協力体制が整っていること。これらを総合的に判断して、A 評価としました。

費用対効果の分析についてです。前回、当初計画時は 6.56、今回の再評価時 6.79 と若干上回っておりますけれども、最近のデフレーターや各種資産評価の見直しによるもので、総合的に A 評価としました。

次に、コスト縮減・代替案の検討についてです。経済性の高い抑制工を主体として選定しているため、コスト縮減が図られているほか、個々の地すべりブロックに最も適した経済的な工法を採用しているため、全体として A 評価としました。

評価に当たり特に考慮すべき点については、大鰐町や地域住民から対策工事の一層の促進について要望があります。また、環境影響への配慮については、対策工法の選定に当たり自然地形の改変量の低減や表土の流出防止を図っております。また、工事中の周辺環境への配慮も実施していることからA評価としております。

以上、すべてA評価であり、当事業における保全対象の広域性や重要性を勘案し、県の対応方針を「継続」としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 24 番）》

河川砂防課：続きまして、整理番号 24 番、駒込ダム建設事業です。場所は青森市です。採択年度が昭和 57 年度、終了予定年度が平成 30 年度となっております。

事業目的は、洪水調節、既得用水の安定化及び河川環境の保全と併せて発電の3つでございます。

主な内容としましては、重力式コンクリートダム 1 基、前回と内容が変更になった点は堤頂長が 24m 減になってございます。これは後ろのページの参考資料の 3 ページをお開きください。ここにダムの構造図が載っておりますけれども、造成アバットメント右岸側ですけれども、これは法面を極力いじらないということで、ここに人工岩盤を造りまして、この上にダムの全体を載せるという工法を採用していることから、堤頂長が 24m 減になってございます。

参考資料の 2 ページに流域の一覧、更に 4 ページに駒込ダムの計画地の航空写真、更に 5 ページには洪水の状況写真、6 ページには当時の洪水の新聞記事を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

それでは、評価調書の 1 ページに戻りまして、事業費ですけれども 450 億円です。平成 20 年度までには 70 億 3,100 万を要しております。

事業の進捗状況ですけれども、計画全体に対する進捗率は 15.6% と低いものになっておりますけれども、地質の調査、設計等も終了してございまして、更に工事用道路にも着手しております。ダム本体工事に向けて順調に進んでいるということで、特に問題点等もなく、A 評価としております。

次のページ、社会情勢の変化ですけれども、このこの堤川の沿川では、昭和 44 年に床上・床下合わせて 8,147 戸という大洪水がありました。その後も昭和 50 年、52 年と洪水被害を度々被っております。駒込川の現行の流下能力は 300 トン程度と低いものとなっております、仮に計画規模の洪水が発生すると、ここに書いておりますけれども、沿川約 14,000 世帯の浸水、更に国道、JR が不通になるなど、多大な影響を及ぼすことが想定されております。このことから、ダムを完成させて安全度を向上させる必要があるということから A 評価としております。

次に費用対効果分析の要因変化ですけれども、前回の B / C が 2.23 から今回は 1.91 に下がっておりますことから、ここは B 評価としております。

次のページ、コスト縮減・代替案の検討状況ですけれども、工事用道路の施工に当たっては、路盤材、舗装材等に再生材を使用していること、また、ダム本体に使用するコンクリート用

骨材については、経済的な購入骨材を使用することとしておりますので a 評価。代替案の検討ですが、ダム案、河道改修案、遊水地案、放水路案を検討して、最も経済的なダム案を採用していることから a 評価としております。

評価に当たり特に考慮すべき点としましては、住民ニーズの把握状況ですけれども、住民の意識のアンケート調査、更に懇談会、住民に対する説明会を開催しております。アンケート調査では 54% の人が不安を感じているという結果が出ております。また、住民説明会では、洪水に対する対策を練っているという説明があれば安心できるという意見もございました。このことから a 評価としております。環境影響への配慮ですけれども、下記の 9 項目について配慮しているほか、当ダムは環境影響評価法に該当しませんけれども、動植物等に関して学識経験者等の意見を参考に環境調査を実施しております。以上のことから A 評価としております。

対応方針ですけれども、費用対効果において B 評価が 1 つありますけれども、残りの 4 項目において A 評価であること、また堤川、駒込川治水対策として大規模な家屋移転などがなく、かつ経済的なダム案を最適と判断しております。県の対応方針としては「継続」としたいと。

なお、ダム建設に当たっては極力環境へ最大限配慮することとしております。以上です。

《対応方針（案）の説明（整理番号 25 番）》

河川砂防課：次に、整理番号 25 番、奥戸生活貯水池建設事業です。場所は下北郡大間町です。採択年度は平成 2 年度、終了予定年度が平成 28 年度となっております。

事業目的は、洪水調節、それから既得用水の安定化及び河川環境の保全、それから大間町に対する水道水の供給です。

主な内容としましては、重力式コンクリートダム 1 基でございます。前回と内容は変更になってございません。

事業費ですけれども、90 億円。平成 20 年度末まで 18 億 8,400 万円を要しております。

事業の進捗状況ですけれども、事業費割合で計画全体に対する進捗状況は 20.9%。ダム本体工事にまだ着手していないため、計画全体に対する進捗率は低いものとなっておりますけれども、本体着工に向けて順調に進んでいることから、更に問題点等も特にないことから A 評価としております。

次に、社会経済情勢の変化ですけれども、奥戸川の流域は、昭和 33 年、42 年、44 年と大きな洪水被害を被っております。その対策として、下流部を局部的な改良事業を実施しておりますが、その後も昭和 50 年、平成 10 年など、また被害を受けている実態がございます。奥戸川の現況の流下能力は 150 トン程度で、計画規模に対して 7 分の 1 程度しかない、そういう状況です。仮に計画規模の雨が降りますと、沿川の住宅約 157 戸、それから国道の不通が予想されるなど住民の生活に及ぼす影響は多大なものがあります。このため、ダムを完成させて治水安全度を上げる必要がありますことから A 評価としております。

次に費用対効果分析要因の変化ですけれども、B / C が前回の 1.15 から 1.07 に下がっておりますので、ここは B 評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況ですけれども、ここも工事用道路に再生材を使用するほか、ダム本体に使用するコンクリート骨材については経済的な購入骨材を使用することとしていることから a 評価としております。代替案の検討状況ですけれども、奥戸川の治水対策として、河道改修案、遊水地案、ダム案の検討をしております。また、水道用水については、地元の大間町の調査検討によって、ダムによる水源確保が最適とされておることから a 評価としております。

評価に当たり特に考慮すべき点として、住民ニーズの把握状況ですけれども、懇談会、住民説明会等を開催しております。ダム建設に対しては理解が得られていると、それから安定した水源確保の要望があることから a 評価としております。環境影響への配慮は、以下の 9 項目で配慮しているほか、ここも環境影響調査法に該当するダムではありませんが、ダムによる環境への影響を把握するため動植物等の環境調査を実施しておりますので a 評価としております。

対応方針ですけれども、B / C の評価で B が 1 つありますけれども、残り 4 項目において A 評価となっていること、それから、奥戸川沿川住民の生命や財産を洪水被害から守るためダムによる洪水調節計画が最も効率的であること、また、大間町は水道用水の需要の増加が見込まれており、大間町の安定水源確保のため奥戸生活貯水池建設事業を、方針として「継続」としたいと。

これもダム建設に当たっては、環境への配慮を最大限することとしております。以上です。

《対応方針（案）の説明（整理番号 26 番）》

河川砂防課：それでは、続きまして整理番号 26 番、七戸川広域基幹河川改修事業です。施工箇所は七戸町及び東北町です。工期は昭和 55 年度から平成 38 年度までを予定しています。

事業目的ですが、資料 3 枚目裏側の位置図を御覧ください。七戸川は、位置図の左下にある七戸町の市街地を通り、その下流の集落が点在する水田地帯を流下して、小川原湖から太平洋に注いでいる河川です。七戸川では、戦前にも一部河川改修が行われましたが、断面が小さかったこともあり、昭和 30 年代から 40 年代にかけて水害が頻発しました。このため、七戸川沿川を水害から守ることを目的に、昭和 55 年度から河川改修事業に着手したものです。

再評価調書の最初のページに戻っていただきまして、主な事業内容ですが、築堤工 42,440 m、掘削工 21,220m、護岸工 37,080mなどとなっております。

事業の進捗状況ですが、全体改修区間約 21 kmのうち、小川原湖から坪川合流点までの約 4.8 kmが暫定断面で完成しており、現在その上流区間で改修を進めているところです。進捗率は総事業費 164 億 8,000 万円に対し、平成 20 年度末までの実施予定額が 57 億 9,000 万円、計画全体に対する進捗率は 35.1%でやや低くなってはおりますが、これは橋梁等の大型構造物を先行して実施し、期間を要したことによるものです。今後重点的に事業費を投入し、進捗が図られる見込みであることから A 評価としております。

社会経済情勢の変化につきましては、事業着手後も平成 2 年、平成 5 年、平成 10 年と繰り返し浸水被害が発生しており、依然として河川改修の必要性が高いことから A 評価としており

ます。

費用対効果については、 B/C が 2.72 で、前回より大きくなっていることから A 評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況ですが、当事業では河道内の掘削土砂を築堤に流用し、また管理用通路の敷き砂利に再生砕石を使用するなどコスト縮減に努めています。代替案については、ダム、遊水地等と比較検討をした結果、最適な計画として河道改修案を採用していることから A 評価としています。

評価に当たり特に考慮すべき点としては、事業の実施に当たって工事説明会や用地説明会を開催した際の住民の意見として、事業の早期完成に対する要望が大きいこと、また環境への影響についても多くの項目で配慮していることから A 評価としています。

以上、すべての項目で A 評価であること、また、これまでの浸水被害の発生状況から継続して事業を実施することが必要であることから、県の対応方針は「継続」としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 27 番）》

河川砂防課：続きまして整理番号 27 番、田名部川広域基幹河川改修事業です。施工箇所はむつ市です。工期は昭和 31 年度から平成 26 年度までを予定しています。

事業目的ですが、田名部川は、むつ市街地を流れ、陸奥湾に注いでいる河川ですが、川幅が狭く大雨の度に浸水被害が発生していたことから、むつ市街地を水害から守ることを目的に昭和 31 年度に河川改修事業に着手したものです。

主な事業内容についてですが、築堤工 19,715m、掘削工 7,011m、護岸工 16,833m、放水路トンネル 675m となっており、前回と比べて変更はありません。

また、総事業費は 159 億円となっております。

事業の進捗状況ですが、資料 3 枚目裏側の全体計画平面図を御覧ください。田名部川はこの平面図の右側から左側に向かって流れ、陸奥湾に注いでいますが、家屋が密集する市街地を流れていることから大幅な拡幅が難しく、市街地を迂回する放水路の整備を行っています。図面の方を流れているのが放水路で、既に完成しています。また、図面の上の方から流れてきている支川の小川ですが、この河川も市街地を流れているために拡幅が難しく、田名部川と同じく放水路による治水対策を進めてきましたが、平成 19 年度に完成したところです。現在、田名部川では元の田名部川、これを旧田名部川と呼んでいますが、この区間の改修を進めています。

調書の方に戻っていただきまして、進捗率は総事業費 159 億円に対し平成 20 年度末までの実施予定額が 124 億 1,800 万円、計画全体に対する進捗率が 78.1% で順調に進んでおり、阻害要因もないことから A 評価としております。

社会経済情勢の変化につきましては、事業着手後も昭和 48 年、平成 6 年に浸水被害が発生しており、依然として河川改修事業の必要性が高いことから A 評価としております。

費用対効果については、 B/C が 1.84 で、前回と比べて低くなっていることから B 評価と

しております。

コスト縮減・代替案の検討状況ですが、当事業では河道内の掘削土砂を築堤に流用し、また管理用通路の敷き砂利に再生砕石を使用するなど、コスト縮減に努めています。代替案につきましても、ダム、遊水地などと比較検討し、放水路と現川拡幅による改修計画としていることからA評価としています。

評価に当たり特に考慮すべき点としては、事業の実施に当たって工事説明会や用地説明会を開催した際の住民の意見として、事業の早期完成に対する要望が大きいこと、また環境への影響についても多くの項目で配慮していることからA評価としています。

以上、1つの項目でB評価となりますが、その他の4項目でA評価であること、また、これまでの浸水被害の発生状況から継続して事業を実施することが必要であり、県の対応方針は「継続」としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 28 番）》

河川砂防課：続きまして整理番号 28 番、新城川総合流域防災事業です。施工箇所は青森市です。工期は昭和 41 年度から平成 23 年度までを予定しています。

事業目的ですが、資料 3 枚目裏側の位置図を御覧ください。新城川は、青森市西部の新城地区を流れて陸奥湾に注いでいる河川です。新城川では浸水被害が度々発生していたため、市街地を浸水被害から守ることを目的に昭和 41 年度に改修事業に着手したものです。

再評価調書の最初のページに戻っていただきまして、主な事業内容についてですが、築堤工 11,240m、掘削工 5,620m、護岸工 11,240mなどで前回からの変更はありません。

また、総事業費は 99 億 7,000 万円となっております。

事業の進捗状況ですが、現在河口から JR 奥羽本線の津軽新城駅付近までの約 5 km の区間が完成しています。改修が終わった区間では浸水被害が発生しておらず、事業の効果が発揮されています。現在は残っている上流約 600m の区間について河川改修を進めているところです。進捗率は、総事業費 99 億円 7,000 万円に対し、平成 20 年度末までの実施予定額が 94 億 9,000 万円、計画全体に対する進捗率は 95.2% で順調に進んでおり、阻害要因もないことから A 評価としております。

社会経済情勢の変化につきましては、事業着手後も昭和 49 年、平成 2 年、14 年など、度々浸水被害が発生しており、依然として河川改修事業の必要性が高いことから A 評価としております。

費用対効果については、B / C が 2.97 で、前回と比べて低くなっていることから B 評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況ですが、当事業では河道内の掘削土砂を築堤に流用し、また管理用通路の敷き砂利に再生砕石を使用するなど、コスト縮減に努めていること、また、代替案についても、ダム、遊水地案などと比較検討し、河道改修方式を採用していることから A 評価としています。

評価に当たり特に考慮すべき点としては、事業の実施に当たって工事説明会や用地説明会を開催した際の住民の意見として、事業の早期完成に対する要望が大きいこと、また、環境への影響についても多くの項目で配慮していることからA評価としています。

以上、1つの項目でB評価となりますが、その外の4項目でA評価であること、また、これまでの浸水被害の発生状況から継続して事業を実施することが必要であることから、県の対応方針は「継続」としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 29 番）》

河川砂防課：続きまして整理番号 29 番、堤川広域基幹河川改修事業です。施工箇所は青森市です。工期は昭和 43 年度から平成 25 年度までを予定しています。

事業目的ですが、資料 4 枚目の航空写真を御覧ください。青森市街地を堤川とその支川がどのように流れているかを表しています。堤川は、駒込川、横内川などの支川を合流しながら、青森市街地を貫流して陸奥湾に注いでいる青森市を代表する河川です。堤川沿川は古くから水害に見舞われてきましたが、特に昭和 10 年、昭和 33 年の水害では甚大な被害を受けています。このため県は、青森市街地を浸水被害から守るために、昭和 43 年度に堤川の改修事業に着手したものです。

再評価調書の最初のページに戻っていただきまして、主な事業内容についてですが、築堤工 19,905m、掘削工 8,994m、遊水地 1 箇所などとなっており、前回からの変更はありません。

また、総事業費は 330 億 2,800 万円となっております。

事業の進捗状況ですが、これまで堤川本川と駒込川の改修、遊水地の整備が完了しております。現在は横内川と合子沢川の改修を進めているところです。進捗率は、総事業費 330 億 2,800 万円に対し、平成 20 年度末までの実施予定額が 321 億 6,000 万円、全体計画に対する進捗率は 97.4%で順調に進んでおり、阻害要因もないことからA評価としております。

社会経済情勢の変化につきましては、事業着手後も昭和 44 年、昭和 52 年、平成 11 年、14 年など、度々浸水被害が発生しており、依然として河川改修事業の必要性が高いことからA評価としております。

費用対効果については、B / C が 3.9 で、前回と比べて低くなっていることからB評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況ですが、当事業では河道内の掘削土砂を築堤に流用し、また管理用通路の敷き砂利に再生砕石を使用するなど、コスト縮減に努めていること、また、代替案については、堤川水系全体で河道拡幅、ダム、遊水地等について総合的に検討した上で現在の治水計画を策定していることからA評価としています。

評価に当たり特に考慮すべき点として、事業の実施に当たって工事説明会や用地説明会を開催した際の住民の意見として、事業の早期完成に対する要望が大きいこと、また環境への影響についても多くの項目で配慮していることからA評価としています。

以上、1つの項目でB評価となりますが、その外の4項目でA評価であること、また、これ

までの浸水被害の発生状況から継続して事業を実施することが必要であり、県の対応方針は「継続」としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 30 番）》

河川砂防課：続きまして整理番号 30 番、脇野沢川総合流域防災事業です。施工箇所はむつ市です。工期は平成 3 年度から平成 27 年度までを予定しています。

事業目的ですが、資料 4 枚目の航空写真を御覧ください。これは、むつ市脇野沢地区を撮影したものです。脇野沢川は市街地を大きく蛇行して流れており、また川幅が狭いために度々浸水被害が発生しています。特に昭和 43 年には床上・床下合わせて 172 戸の家屋が浸水する大きな被害が発生しています。このため県では、脇野沢市街地を浸水被害から守ることを目的に、平成 3 年度から河川改修事業を進めているものです。

再評価調書の最初のページに戻っていただきまして、主な事業内容は、築堤工 2,800m、掘削工 1,700m、護岸工 2,200m などとなっております、前回と比べて変更はありません。

また、総事業費は 49 億円で前回より増額となっておりますが、この理由は主に役場庁舎などの大型補償物件について詳細調査の結果、補償費が増額となったことによるものです。

事業の進捗状況ですが、もう一度資料 4 枚目の航空写真を御覧ください。今の河川は市街地を大きく蛇行して流れていますが、現在山側に新しい河川、捷水路を平成 22 年度の通水を目途として整備を進めているところです。捷水路区間の整備が完了した後は、その上流の区間の整備に着手することとしています。進捗率は、総事業費 49 億円に対し、平成 20 年度末までの実施予定額が 32 億 4,200 万円、全体計画に対する進捗率は 66.2% で順調に進んでおり、阻害要因もないことから A 評価としております。

社会経済情勢の変化につきましては、事業着手後も平成 10 年、12 年に浸水被害が発生しており、依然として河川改修事業の必要性が高いことから A 評価としております。

費用対効果については、B / C が 2.94 で、前回の再評価時と比べて低くなっていることから B 評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況ですが、当事業では河道内の掘削土砂を築堤や旧川の埋立に流用し、また管理用通路の敷き砂利に再生砕石を使用するなど、コスト縮減に努めています。また代替案につきましても、ダム、遊水地などとの比較検討の結果、現在の計画としていることから A 評価としています。

評価に当たり特に考慮すべき点としては、事業の実施に当たって工事説明会や用地説明会を開催した際の住民の意見として、事業の早期完成に対する要望が大きいこと、また環境への影響についても多くの項目で配慮していることから A 評価としています。

以上、1 つの項目で B 評価となりますが、その他の 4 項目で A 評価であること、また、これまでの浸水被害の発生状況から継続して事業を実施することが必要であることから、県の対応方針は「継続」としております。

《対応方針（案）の説明（整理番号 31 番）》

河川砂防課：続きまして整理番号 31 番、堤川河川改良事業です。施工箇所は青森市です。この事業だけが県単独事業です。工期は平成 10 年度から平成 23 年度までを予定しています。

事業目的ですが、先ほど御説明した堤川広域基幹河川改修事業で改修が完了している堤川工区の上流区間において改修事業を行い、青森市街地を水害被害から守るものです。

主な事業内容は、築堤工 2,500m、掘削工 1,300mなどとなっております。

また、総事業費は 8 億円となっております。

事業の進捗状況ですが、資料 3 枚目裏側の全体計画平面図を御覧ください。左側の紫色に着色されているところまで補助事業で改修が終わっています。この事業では、その上流 2,500m の河川改修を行うものですが、これまで約 1,200m が完了しています。ただし、県の継続評価の結果、現在事業は保留となっております。進捗率は、総事業費 8 億円に対し、平成 20 年度末までの実施予定額が 3 億 7,800 万円、計画全体に対する進捗率は 47.2% で、保留となっているため低い状況にありますが、事業の実施に当たっての阻害要因はなく、今後他の河川の完了を待って再開し、早期に完了する予定としていることから A 評価としております。

社会経済情勢の変化につきましては、事業着手後の平成 11 年に浸水被害が発生しており、依然として河川改修事業の必要性が高いことから A 評価としております。

費用対効果については、県単独事業であることから、当初計画時点では算定していませんでしたが、今回算定した結果、1.68 となったことから A 評価としております。

コスト縮減・代替案の検討状況ですが、当事業では河道内の掘削土砂を築堤に流用し、また管理用通路の敷き砂利に再生砕石を使用するなど、コスト縮減に努めています。また代替案についても、堤川水系全体で河道拡幅、ダム、遊水地等について総合的に検討した上で現在の改修方式としていることから A 評価としています。

評価に当たり特に考慮すべき点として、事業の実施に当たって工事説明会や用地説明会を開催した際の住民の意見として、事業の早期完成に対する要望が大きいこと、また、環境への影響についても多くの項目で配慮していることから A 評価としています。

以上、すべての項目で A 評価であること、また、これまでの浸水被害の発生状況から「継続」して事業を実施する必要があることから、県の対応方針は「継続」としております。

以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。ずっと河川砂防課のお仕事の説明をいただきました。

《質疑応答》

小林委員長： それでは、今日初めて聞かされた河川砂防課と、それから前回までのところで私達がいろいろ質問をしたことに対する回答をこの後準備しているそうですけれども、次の私達の大きな仕事としては、全部で 43 の今年の場合がありますよね、その中から詳細審議地区にどれを選ぶかという話をするので、その時にまた詳しく、ただ今の河川砂防課所管のいろいろな質疑応答をしたいと思うのですけれども。

さしあたって、ただ今の調書に書かれたことについて、ペーパーのことについて何か確認とか、ちょっと分からなかったとか、お尋ねになりたいことございますか？もし無ければ、全部最後にまとめているんなやり取りをしましょうか。よろしいですか？

日景委員、どうぞ。

日景委員：確認というか、こういうのでいいのかなという素朴な疑問ですが、整理番号 17 番、18 番、19 番、24 番、25 番のそれぞれの所の（5）番ですね。「評価に当たり特に考慮すべき点」という所の「住民ニーズの把握状況」という所で、アンケートのことが記載されています。

そのうち、素朴な疑問というのは、17 番、19 番、24 番ですが、アンケートの実施日が 5 年より前なんです。例えば、17 番のものに関しましては平成 13 年 12 月と書いてありまして、5 年ごとの再評価ということを考えて、データとしてどうなのかな、と思います。もしそれより前のことになるのであれば、そういうような書き方をしていただければいいのではないかと思います。本当に素朴な疑問なのですが。

小林委員長：これ、1 回しかやってないということなんでしょう？

河川砂防課：海岸の整備に関しては、この 13 年から 14 年にかけての 1 回だけ行っております。

小林委員長：そういうアンケートしかない、実態がないんですね。

松富委員、どうぞ。

松富委員：例えば、28 番ですけれども、ここの工事の場合は、やる内容として築堤だとか掘削、護岸、こういうのがございまして、そして 1 ページ目の下の方で現在までどれだけやっているかといった場合に、94 億 9,000 万円お金が掛かっていると、今まで使っていると。ところが、事業の進捗状況というところで、主要工種、今、掘削工、護岸工、道路橋というのがありまして、これトータルしますと 28 億から 30 億円ぐらいなんですね。

ところが、実際使っているのは 95 億ぐらい使っている。そうすると、主なものがもっと外にあるのではないかというふうな気がするんですけども。

例えば、ここに築堤が入っておりませんが、築堤というのは掘削をやった後の残土みたいなものでやるということで、まだやってないのかもしれないかもしれませんが、94 億円使っている割には 30 億ぐらいで、これ、主なものが抜けているような気がするんですけども、いかがでしょうか。

小林委員長：数値の読み方、どうぞ、表ですね。

河川砂防課：この外に用地補償などもありますので、この表で計算すると足りなくなるかと思えます。

小林委員長：松富委員、これはあれですよ、下の方の進捗のところに書いてあるのは工事のことを書いてあるだけけれども、工事以外のところにかかなりの金を使っていると。

松富委員：例えば、事業費のところ 94 億の下に 52 億と書いていますね。これを加えるということですか？

小林委員長：そういうことですよ。用地買収に半分以上の金を使っていると、そういうことなんですか？

河川砂防課：そうです、はい。

松富委員：分かりました。

小林委員長：長野委員、どうぞ。

長野委員：最初、岩木川の報告を聞いてちょっと、河川の費用対効果をやる時の原則を、この次にでも教えてもらえればいいのですけれども。国と県の事業があると。場所ごとにあると。治水ということで、水はざーっと下流まで流れる。便益というのはどういう押え方をしているのかなと、国は幹線を押えて、要するに二重計上になっていないかということなんですけれども。二重計上にならないようにマニュアルなどはやっているとは思っているので、その原則を教えてください。

それから、B/Cに関することなんですけれども、多くのやつがどーんとB/Cが落ちているんですけれども、これが前の下水道の評価の時と同じように、どんどん人口が減っていった便益が落ちていっているのか、その辺をちょっと。なぜ便益がどーっと落ちていったのか、下水道の時の議論を思い出してもらえればと思うのですけれども、それをちょっとお聞きしたい。

それと、マニュアルはこうなっているのでは仕方ないと思いますが、環境への配慮が、配慮したということでAなので、環境に絶対的な影響があるかどうかというのはあまり評価されていないので、この辺もマニュアルがこうなっていると言われればそれまでなんですけれども。

その3点を、今お答えできることがあれば、今でも。

小林委員長：私も、実は似たような、調書について皆同じようなことで、ちょっと説明された方がいいかなと思ったのは、例えば分かりやすく言うと、29番の青森の堤川の調書があるでしょう。

この調書のB/Cの要因変化のところで見ると、Cのコストの部分の建設費が153億ぐらい5年間で上がっているわけだよね、再評価時と今とで。659億が812億ですから、153億。建設費が上がっているということは、時価、物価が上がっているというふうになっていくのかなと、これ全部そうになっているんだけれども。全部と言うかほとんど。

ということが1つと、それからあちこち同じ類の調書で治水効果が、今度は便益、ベネフィットのBの方ですけれども、計算上天文学的な数字が出ているわけだけれど、5年前では4,725億、これがこの度やると3,530億ということで、何と1,000億、治水の便益が減っているって、これ認識として長野委員が質問をしたように、それだけ青森県の諸物価、人の命なんか下がっているというふうに見られちゃっていいのかなと。

調書のこのマニュアルに従ってこういうことをどんどん書いて出しますけれども、詳しく分析していくと、こういう書き方で誤解を受けませんかということが、ちょっと調書上どうなのかなというのが、ずっと全編に渡って気になる。

だから、今すぐ答えられなくても、後で、休憩の時にちょっと考えておいてください。どうぞ。

松富委員：先ほどと全く同じ質問なんですけれども、今ちょうど29番を見て思ったんです。

それで、現在の段階で、平成20年までで320億円使おうとされているわけですよね。その

下に用地で 110 億円使っている。そうすると、工事等に使っているのが大体 200 億円ぐらい使っていると。

ところが下の方をトータルすると 100 億円ぐらいなんですよ。そうすると、外の 100 億は何に使っているのか。その辺りがちょっと、先ほどからずっと分からなかったんですね。

小林委員長：調書の説明、作り方、何かちょっといろいろあるなど。

河川砂防課：河川改修事業に当たっては、河川工事だけでなくそれに附帯する橋梁とか、あるいは取水施設とか、様々な附帯施設があります。それがこの調書にはすべて書き切れていないということで御理解いただきたいのですが。

小林委員長：単価は小さいけれども、それが集計されると大きな金額が隠れているということなのかな？

河川砂防課：そうです。

小林委員長：ちょっとね、何となく調書の中で金の出し入れの部分があまりにも数字がただ並んでいるだけだという認識だと、ちょっと県民に説明をするときにまずいかなという感じがする。ちょっと、どうかな。それは後でまた議論をすればいいけれども、また後で見解を聞かせてください。ほかに、このペーパーについて。

小野崎委員、どうぞ。

小野崎委員：24 番、25 番のダムに関してですけれども、例えば 24 番の調書の 2 ページ目ですが、2 の社会経済情勢の変化で、左上に全国の評価で長野県のこととか、脱ダムの話を書いてあって、こういうことを書くのであれば、24 番、25 番の案件の必然性と言いますか、どうして必要なのかというのが積極的に書かれていなくてはいけないのですが、それに相当するところが 3 ページ目の代替案の検討というところにあると思うんですね。

この代替案の検討を拝見しますと、すべて書き方が、24 番、25 番同じなんですけど、ほかの案よりも高いと、コストが高いということしか書いてないんですね。

要するに、金の面で見るとダムが必要だと言っているだけで、環境のこととかそういうことについて、全くダムの必要性については何も触れてないで、逆に全体的にそうなんですけど、B / C は B 評価だけれども必要なんだという論拠と何か矛盾するように聞こえてしまうんですね。そこら辺がちょっと気になります。

小林委員長：実はこのダムの問題は、ちょっと後で各委員、相当いろいろ意見があると。ちょっとこの後全体の話の中でもう 1 回、詳細審議をどうするかということと絡めて、今のことについてもう少し議論を深めたいと思うので、そういう問題の指摘が小野崎委員からあったというふうに、今この瞬間は止めておきたいと思います。後でやります。

小野崎委員：それからもう 1 点。20 番の地すべりの話なんですけど、これは調書云々というよりも、この地区でなぜそもそも地すべりがこんなに起きるのかというところの説明が全くなくて、例えば、全く知識が無いまま勝手なことを申し上げますが、例えば森林伐採の結果であるとか、もう本当に純粋に自然の地形で地質的に見て問題があったんだというのであればやむを得ないのかなと。

ただ、それ以外に人災的な要因が果たしてあるのかどうか、そこら辺についての説明をちょっと頂ければよろしいかなと思います。

小林委員長：これも後で。休憩時間に御準備ください。後で聞かせてください。

武山委員、どうぞ。

武山委員：調書についてということになるかどうか、よく分かりませんが、30 番の事業で河川を新しく流れを変えろという、このときに、資料で言うと2 ページのところ、青の着色の部分が現河川で、この分の土地がどうなるのか。

この事業で黄色い部分で用地を 23 億ぐらい買っている、それと同じぐらいの面積の土地ができてくるのかなという気がするんですけども、それがどうなるかというのと、これは前回の 14 番の箇所と同じと言うか、国道のところ、B / C が 0.4 と、あそこ、例えば橋梁は河川の側が原因者じゃないかとか、費用の負担の話とか、後はやはり前、長谷川委員が何か言っていましたけれども、道路計画で橋梁が随分増えているとか、全体的にこの辺の調整がうまくいっているのかどうかとか、その辺がもし分かれば。

小林委員長：これ、私も実は気になって聞いていたので、前回の委員会で 14 番の道路のところとの連動でこの話をした方がいいと思うんですよ。ですから、後でまとめてやりましょう。

それじゃあ、10 分ほど休憩をして、前回のやつとひっくるめて議論をしたいと思います。10 分ほど休憩しましょう。

(休 憩)

小林委員長：それでは再開しましょう。河川砂防課の方で、何かさっきのことでクエスチョンが出たけれども、今、お答えされますか？どうぞ。

河川砂防課：それでは、想定氾濫区域の部分について説明いたします。想定氾濫区域ですけれども、例えば岩木川の本川と、例えば県が管理している支川の想定氾濫区域というのがあれば、その場合、当然大洪水の場合は両方の川から溢れますので、氾濫区域というのは重複することになります。

ただ、岩木川の想定氾濫区域を出すときは、実際は 100 年 1 確率、100 年に 1 回の洪水を対象にしますよとか、県の河川については 30 年に 1 回の洪水を対象にするとか、その部分が違っております。

県の想定氾濫区域については、県の支川の部分からの氾濫だけを対象にして算定していると。また、国の方が本川について便益を出すときは、その氾濫区域は、本川から氾濫したときのことを想定してカウントするというふうになっております。これでよろしいでしょうか？

小林委員長：長野委員、今の説明。だぶっている部分もあることはあるみたいね。

長野委員：そうすると 100 年確率の洪水になったときには、両方で便益がカウントされるということになりますかね。30 年だったら県の方しか便益計算しないと。

河川砂防課：そういうふうになりますけれども、便益としてはダブル計上ということはある得

ます。

小林委員長：だから、そうです、長野委員の指摘のとおりのことがあるんです。

長野委員：分かりました。それがマニュアルだということですね。

小林委員長：そういうことですね。マニュアルに従うと、そういうことになりますと。

河川砂防課：それでは、便益が今回増減しているわけですが、その理由について簡単に御説明いたします。今回、前回と比べて、まず被害想定区域内の家屋等の資産単価が減少しております。

小林委員長：ああ、やっぱり資産価値が下がっているのね？

河川砂防課：価値が下がっております。それともう1つ、評価基準年が違うという理由でも便益が変わります。いろんな計算条件があって、一概に全部増えるとか、全部減るというわけではなく、個々の箇所の特性で増減いたします。それで、堤川が特に減少が大きいわけですが、これが氾濫区域内の家屋数が多いということもありまして、その影響が現れたものと思います。

それから、河川事業で環境はどうかという質問がございましたが、当然工事を行うことによって環境への影響というものはあるわけですが、現在、河川整備に当たっては、多自然川づくりという考えの下に、極力今までの環境保全、又は創造していくというような考え方に基づいて事業を進めておりまして、環境の保全を図っております。

それから、脇野沢川のところで、多分旧川の活用だったかと思いますが、そういう質問があったかと思いますが。ここは旧川を残して、地域の方々の水辺と触れ合う憩いの場として活用していくこととしております。

小林委員長：武山委員、今のところはいいね、それで。それでは資料6を。

河川砂防課：すいません、もう1つ。三ツ目内区域の地すべりの件ですけれども、先ほど森林伐採によるものじゃないかというようなお話がありまして、ちょっと説明の方をしていませんでした。

整理番号 20 の資料の4ページに、標準断面というものが載っておりまして、これを見てもらえば、明らかに地質の構造上の違いによってそこから地すべり面になっているということで、森林伐採によるものではなくて、あくまでも地質構造上の問題だということでございますけれども、よろしいでしょうか？

小林委員長：小野崎委員、そういうことで。今回、地すべり対象になっているのは、地質構造上の自然的原因、理由からということのようですね。

(3) 平成20年度第1回青森県公共事業再評価審議委員会における質問事項等に対する回答について
小林委員長：それでは次に移りましょう。資料6番で、これは、前回御説明いただいたことについて各委員からいろいろ質問が出ましたことに対する回答ということでございますので、お願いします。まずは道路事業から。どうぞ。

《資料6 質問事項等に対する回答 1～3ページ》

道路課：資料6の1ページ目、2ページ目でございますけれども、これは前回の委員会でも出ました質問事項の一覧でございます。3ページ目をお開きください。追加説明ということで、前回の資料について追加説明させていただきます。

まず1番といたしまして、費用対効果分析についての基本的な考え方でございます。

これまで青森県では、道路事業につきまして、費用対効果分析は補助事業及び交付金事業については国土交通省で定めました費用便益マニュアルに基づき実施しておりました。下の方の表の左側でございます。走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益、この3つの便益で算定しておりました。

また、県単独事業についてのみ「道路整備における県独自の費用便益分析実施要綱」に基づきまして便益を算出しておりました。それが下の表の注2でございます。先ほどの3つの便益に、更に県独自の便益として 冬季便益、観光便益、地域振興便益、地域医療等便益、防災便益を適用して算出しております。

しかし、交付金事業につきましては、各事業への予算配分や費用対効果分析手法が県の裁量に委ねられていることから、今後は県単独事業と同様に、「県独自のマニュアル」を適用した費用対効果分析を行っていきたいと考えております。

また、環境保全や他事業関連など、特殊な状況のもとにある事業については状況に応じた分析手法についても考慮すべきと考えております。

2番目ですけれども、今回、この考え方を適用しましたのが、次の4工区でございます。

3番の名久井岳公園線法光寺、6番の東北横浜線室ノ久保工区、12番の水喰上北町停車場線甲地工区、14番の九艘泊脇野沢線脇野沢工区でございます。

《資料6 質問事項等に対する回答 4ページ》

道路課：次のページ、4ページを御覧ください。これが法光寺工区でございますけれども、費用対分析の基本的な考え方は先ほど説明したとおりでございます。

この工区につきましては、「黒門」から「法光寺」区間、左側の斜面の中央上の部分、赤の点と黒の点が交差している部分から白の点が現道上の区間でございます。赤の点がバイパス区間でございますけれども、この黒門から法光寺区間につきましては、青森県指定の天然記念物「千本松並木」や「爺杉」等がありまして、日本の松百選にも指定されております。

この松並木なんですけど、通行車両による環境悪化によりまして、松が枯死するなどの深刻な状況を呈しております。それが中段の写真の一番右側でございますけれども、枯死して伐採した写真がございます。

前に戻りまして、松並木の保存の重要性を考慮して事業の必要性を検討することが求められております。このため、松並木を便益として貨幣換算することは困難ではありますが、今回、同規模の松を補植すると仮定しまして環境便益として算定しております。

それが下段の方の費用対分析の表でございますけれども、左側の方が前回説明いたしました費用分析 0.71 でございます。これに今回の県独自のマニュアルに基づきまして再算定いたし

ますと、便益は 0.95 となります。また、松並木の価値を環境便益として換算した場合、これは 1.33 となります。

また、中段に小野崎委員からの質問のありました名久井岳公園線の自然公園の入込客数、約 40 万人前後で推移しております。以上です。

《資料 6 質問事項等に対する回答 5 ページ》

道路課：次のページをお開きください。東北横浜線の室ノ久保工区でございます。これにつきましても、前回国交省のマニュアルに基づきまして算定したものは 0.47 でございましたけれども、今回県独自の実施要綱に基づき算定し直しますと 1.11 となります。

交通量の推移ですが、小野崎委員から質問のありましたものですが、昭和 55 年から 17 年までの交通量を提示してございますが、約 800 台から 1,200 台の交通量がございます。また、下段には重車両の 200 台前後を提示してございます。下のグラフは、それを図化したものでございまして、下の方にこの地区の開発事業等が、いつごろ着工したのか、その辺の事業も一緒に併せて提示してございます。

また、中段以下でございますけれども、中段の左側の表ですが、これは、六ヶ所地区の再処理工場並びに原子燃料サイクル施設が国道 338 号の右側でございますが、今回の室ノ久保工区は、その左側、点線で明示している部分でございます。右側はその現況写真でございまして、緑の点線が現道、赤の点線がバイパスでございます。

《資料 6 質問事項等に対する回答 6 ページ》

道路課：次のページをお開きください。水喰上北停車場線の甲地工区でございます。考え方につきましては、先ほどの基本的な説明と同じでございます。

下の方にあります費用対分析ですが、前回国土交通省のマニュアルに基づき算定したものは 0.89 でございました。これを県独自の実施要綱に基づき算出し直しますと 1.17 でございます。また、前回の説明の中にありました共通する流末部分、約 2.1 km の整備費を除きますと、B / C は 1.37 になります。

《資料 6 質問事項等に対する回答 7 ページ》

道路課：次のページをお開きください。九艘泊脇野沢線の脇野沢工区でございます。これは、先ほどの河川砂防課の事業とまるっきり関連する事業でございまして、下の方の写真の中央部、青で明示されているのが新しい河川の計画でございます。また、赤の線で明示されておりますのが今回の九艘泊脇野沢線の改良計画の道路ルートでございます。

これにつきましても、下の表で前回のマニュアルに基づきましては 0.41、県独自のマニュアルに基づきまして算出しますと 0.82 となります。ただ、この工区につきましては河川・道路事業が密接な計画であるため、一体として B / C を算出し直しますと 2.38 になります。

《資料6 質問事項等に対する回答 8 ページ》

道路課：次のページをお開きください。次は質問事項についての回答でございます。

8 ページを御覧ください。3 番から 15 番の道路事業全般について、松富委員からの御質問でございますけれども、「道路事業の進捗率について、計画全体に対する進捗率が低調であるが、計画どおり完了する見込みがあるのか伺いたい。」

これについての回答でございますが、用地交渉が難航している場合等において、事業進捗に遅れが生じている箇所がありますが、今後、用地確保がなされた箇所については、交付金事業へのシフトや事業費の重点配分などにより、計画的に整備を図っていくこととしております。

《資料6 質問事項等に対する回答 9 ページ》

道路課：9 ページを御覧ください。これは7 番の松野木姥菟線の緊急道路事業でございますが、これは小野崎委員からの質問でございますが、「バス路線ということであるが、利用実績を示してほしい。」ということでございますが、下の方の回答でございます。

この波線ルートがバスルートでございます。丸の部分が事業箇所でございますが、この中で一番下に書いてありますが、高野東高校環状線というものが1 日6 便走っております。往復でございます。それから五所川原駅から水野尾を經由して高野へ、というのが1 日1 便走っております。

この工区につきましては3 路線、便数にしては7 便走っております、利用実績といたしましては平成 18 年 12 月 1 日から 19 年 3 月 31 日までの利用実績ですが 17,372 人、1 日当たりに換算し直しますと 143 人が使っております。

《資料6 質問事項等に対する回答 10 ページ》

道路課：次のページを御覧ください。9 番から 11 番についての、小友板柳停線の小友工区、日景委員の質問でございますが、「バス利用者からすると家の近くにバスが停まった方が良いと思うが、バイパスの整備に伴い、バス利用者の利便性に影響があるのか伺いたい。」

これについての回答でございますけれども、これまでの事例からバイパス整備後もバスは現道を通行すると考えております。なお、バイパス整備により通過交通が現道から排除されることにより、現道交通が円滑になるため、バスの定時性・定速性が向上すると考えられます。

《資料6 質問事項等に対する回答 11 ページ》

道路課：次の 11 番でございますが、15 番の国道 339 号五所川原北バイパスについての日景委員の質問でございます。「人口減少を考慮した結果、将来交通量の伸び率が増加傾向から減少傾向へ転換し、B / C が減になったと思うが、他の道路事業においても人口減少を考慮した計画交通量となっているのか伺いたい。計画交通量が減少したとあるが、具体的にどれくらいの人口減少を見込んでいるのか示してほしい。」

これについての回答でございますけれども、現在、県の全道路事業の計画交通量は、国交

省で推計しております将来交通需要の 13 次フレーム、これを基準にしております。青森県全域での平成 32 年の推計交通量、これは 12 次フレームでは 123,950 億台 km に対し、13 次フレーム、このフレームでは 108,608 億台 km となっていて、約 12% 減少しております。

それから、 ですが、将来交通需要は、将来人口、自動車保有台数、経済成長率等の要素を考慮して推計されております。大きな要素である平成 32 年の青森県の推計人口については、12 次フレーム 1,435,000 人に対し、13 次フレーム 1,373,000 人と、約 4% 減少しております。

計画交通量につきましては、下の方に 12 次フレームというのが平成 10 年に推計したものであり、13 次フレームというのは平成 15 年に推計したものでございます。下の表は、人口と交通需要予測をグラフ化したものでございまして、先ほど説明いたしました人口の減少につきましては、一番下段の表の上の段が 13 次フレームの推計時の人口の推移、変移でございまして、平成 11 年が 1,475,000 人、平成 32 年が 1,373,000 人、平成 42 年が 1,282,000 人ということで、下の段の 12 次フレームが平成 11 年は 1,492,705 人、平成 32 年は 1,435,000 人となっております。

《資料 6 質問事項等に対する回答 12 ページ》

道路課：次のページを御覧ください。同じく国道 339 号の五所川原北バイパスについての小野崎委員からの質問でございます。「市街地の渋滞が問題となっているとのことであるが、渋滞状況を示してほしい。」

回答です。左側の図面の下の実線部分でございますけれども、1 工区の開通前に、現道と県道の交差点部で渋滞長を測定したところ、五所川原市内から金木方面に向かい、これは下から上の方に向かってでございますけれども、約 200m 程度の渋滞が発生しておりました。

なお、1 工区の開通後は現道からバイパスに交通量が転換したことにより渋滞長が約 50m 程度に緩和されております。

下の図面がその状況でございます。左の方がその全体的な場所、右の方が、左の方で丸を付けた箇所についての詳細でございまして、約 200m の渋滞長が 50m に緩和しています。

以上です。

《資料 6 質問事項等に対する回答 13 ページ》

小林委員長：続いて下水道事業の Q & A もお願いします。

都市計画課：それでは、整理番号 22、23、岩木川流域下水道及び馬淵川流域下水道両事業に係る質問事項にお答えいたします。13 ページになりますけれども、まず日景委員からの御質問で、「一部区域では汚水処理人口が増加しているものの人口減少が進む青森県においては、汚水処理区域内の人口は全体的に減少している。下水道の整備を進めるに当たり、人口減少がどのように事業計画に反映されているのかデータを示してほしい。」ということでした。

回答でございますが、県では平成 16 年度に岩木川流域下水道事業計画について、人口減少や社会情勢の変化等を踏まえ、下記の表のとおり計画人口、汚水処理量、並びに処理場・中継

ポンプ場の施設規模の縮小見直しを行っております。

数値につきましては、表のとおりでございます。それによりまして、変更概要に記載しておりますけれども、このような施設の減、あるいは能力の減、台数の減、それから計画の廃止、このような変更を行っております。

馬淵川流域下水道につきましても、人口減少や社会情勢の変化等を踏まえまして、見直しに着手することとしております。

《資料6 質問事項等に対する回答 14 ページ》

都市計画課：次のページ、日景委員からの2つ目の質問でございますが、「集落等人口減少が進む地域においては、下水道整備以外の下水処理方法を考えることができないか伺いたい。」

これにつきましては、整備手法の選定に当たりましては、青森県汚水処理施設整備構想によりまして、集合処理である下水道と個別処理である合併浄化槽について、水質保全効果、経済性、地域特性などを総合的に比較いたしまして、どちらで整備するのが有利なのか、各市町村と協議しながら進めております。

国においても人口減少は最重要課題の一つと捉えておりまして、人口減少に対応した新たな考え方を導入すべく検討を重ねているところでございます。例えば下図に示しておりますけれども、人口が定着し長期的にも集合処理の効率性が担保できる区域、図では「重点整備地区」と表現しております、それから、人口減少により長期的には効率性を担保できないおそれがある区域に分けて整備のあり方を変えるとの検討内容でございます。それが右側の、当面下水道の整備を見送り合併浄化槽等で対応するということになっております。

県といたしましても、国の方向性を踏まえながら人口減少を反映したより効率的な下水処理方法の選定並びに汚水処理計画の策定をしていきたいと考えております。

《資料6 質問事項等に対する回答 16 ページ》

都市計画課：続きまして16ページになります。岡田委員からの御質問で、「再評価時の事業費と比較し、再々評価時の費用対効果分析における費用が大幅に増加した理由について伺いたい。また今後の事業費の見込みについても伺いたい。」ということでしたが、本件につきましては、前回の私の説明の仕方が悪かったために、正確に伝わらなかったことをまずお詫び申し上げた上で、再度事業費等について御説明させていただきます。

再評価時の事業費につきましては、完了予定年度、平成32年になりますけれども、これまでに掛かる流域下水道の建設費、用地費の総和、つまり建設コストでございます。

一方、再々評価時の費用対効果分析における総費用は、流域下水道と流域関連公共下水道、両事業の建設時から費用算定期間、完了から50年後になりますけれども、それまでの建設費、用地費、維持管理費の総和、つまりライフサイクルコストになりますので、それと比べると費用が大幅に大きくなっているものでございます。

下水道は将来に渡る継続事業でございまして、改築更新に掛かる費用が今後も累積され増加

していくこととなります。しかしながら、今後の事業実施に当たっては、将来の人口減や社会経済情勢の変化を反映し、適時適切な設備規模並びに維持管理を行うよう計画の見直しを行うこととしております。

参考までに次ページに費用のイメージの図面を載せておりますので、参考としていただきたいと思っております。

《資料6 質問事項等に対する回答 18 ページ》

都市計画課：次に 18 ページ、長野委員からの御質問で、「費用対効果分析の便益算定において、合併浄化槽の設置費用等を効果として算定しているため、合併浄化槽の整備戸数の見通しが即効果に結びついている。人口減少が進む中で、どこまで整備戸数が減少すれば費用対効果が逆転するのか伺いたい。」ということでした。

まず基本的な考え方を先に述べさせていただきますが、全体計画の策定に当たっては、現実に推計可能な合理的な期間を目標年次としております。一般的に 20 年先を想定しております。20 年後以降の人口減少の傾向を想定することは非常に困難でありますので、目標年次以降の費用対効果の算定に当たりまして、目標年次時点でのフレームで算定せざるを得ないと考えております。

しかしながら、これにつきましても、今後の全体計画について、常に人口減少と社会的な状況変化に留意して、適宜計画の見直しを行うと、このようなことで計画と現実との乖離を最小限にしたいと考えております。

以上が考え方でございますが、今回参考までにどのくらい人口が減ると B / C が逆転するのかについて、単純計算でございますが、ちょっと算定してみました。19 ページの下の表にあります。これは岩木川流域で下水道の例を示しておりますけれども、岩木川においては、表のとおり 8 割人口が減ることになりますと、B / C 自体が 1 以下になるという結果になっておりますので、8 割減るといことは、現状ではなかなか想定しにくいんじゃないかという考えでございます。

《資料6 質問事項等に対する回答 20 ページ》

都市計画課：最後になりますけれども、20 ページ、小林委員長からの御質問で、「人口減少や過疎化などに対応した青森県独自の下水道整備の進め方として、例えば青森方式の費用便益分析マニュアルを作成するなど、今後、どのような考え方で下水道事業を進めていくのか伺いたい。」とのことでした。

事業評価の結果につきましては、国において補助金交付に関する対応方針を決定する資料とされております。このことから県といたしましては、費用対効果分析の方法につきましては、原則として全国の事業を同じ基準で評価できるよう策定された国土交通省で公表しているマニュアルに沿ったもので今後も進める必要があります。また、そのほか、下水処理水の、例えば熱利用など副次的効果を便益として、もし算定せざるを得ないそのような事情が生じたとき

は、その適用について協議して参りたいと思っております。

最後になりますけれども、これまでの繰り返しになりますが、下水道整備の進め方といたしまして、人口減少、過疎化が進む傾向にありますので、これらを十分留意いたしまして、人口減少傾向を考慮した計画の策定に当たるとともに、事業の実施におきましては過大な投資にならないよう十分留意して参りたいと考えております。以上でございます。

《資料6 質問事項等に対する回答 21 ページ》

小林委員長：あとは全体で、政策調整課の方でもアンサーがありますね。どうぞ。

政策調整課：それでは、個別の事業ということではなくて、全般に係る小野崎委員からの御意見ということで、一応整理しております。その御意見といたしましては、「費用対効果分析について、各事業で社会的割引率4%を用いているが、そのパーセンテージが青森県の実情に合うものなのか検討する必要がある。」との御意見をいただきました。

これに関しましては、県といたしましては、事業計画時から事業完了後までの一連の評価サイクルの実現を目指し、公共事業の事前評価及び継続評価並びに再評価に係る制度の改善や公共事業の事後評価に係る制度の導入について審議していただくため、公共事業や社会・経済等に関する専門的な学識を有する方々を委員とする「青森県公共事業評価システム検討委員会」を平成18年12月に設置しております。

評価制度の改善については、平成18年度の再評価審議委員会の意見書において、人口減少が予想され過疎化が進行する見込みの中、今後とも本県における地域振興を積極的に図っていくためには、これまでとは違った評価の仕方が必要であるとして、評価手法の再検討を行うよう求められたことから、本システム検討委員会において、現行の費用便益費、B/Cにとられない評価手法を検討していくこととし、これまで長野委員から「水産基盤整備における新しいB/Cの考え方」の御紹介をいただくなどしておりますが、今年度も引き続き本システム検討委員会において、検討を進めることとしております。

小野崎委員が御提言の本県における社会的割引率の検討につきましても、公共事業評価手法の改善に関するものとして、本システム検討委員会の中で議論を深めていくことが適当であると考えられますので、事務局といたしましては、庁内関係課と協議しながら他都道府県の状況を調査し国の制度との整合を確認するなどして、本システム検討委員会において御検討をお願いしたいと考えております。以上でございます。

小林委員長：はい、ありがとうございました。一番最後のやつは、全般的に青森県方式を打ち出したいために、もう一つ別の委員会で現在検討中であるという、御指摘のようなことは検討中であるというお話ですね。

(4) 詳細審議地区の選定について

小林委員長：個別のことは、いろいろと御意見があるところだと思うので、これから詳細審議として、ちょっと突っ込んだ議論をそれぞれやりたいと思います。

43 地区あるんですけども、代表的なものをピックアップしながら、詳細審議をするとして、意見交換をいろいろしたいと思うんですね。

《詳細審議地区選定に当たっての考え方（委員長私案）の説明》

小林委員長：ちょっと事務局で資料を配っていただけますか。これまでの、前年まで、30 とか 50 とかの事業の中から、どういう形で詳細審議地区を選んだかということがございますので、今年新しい委員の方々も増えましたので、もう一度整理しながら、私からの案を提示させていただきたいと思います。

それでは、資料届きましたね。一番前の紙は、昨年まで本委員会では数ある事業の中からどういう基準で詳細審議地区を選定したかという観点です。全部で5つあるんですけども、まず1つ、進捗率があまりにも低いもの、2つ目、当初採択に比べて事業費が大幅に増加しているもの、それからB/C、コストパフォーマンスが当初に比べて大幅に減っているもの並びに1.0を下回っているもの、それから環境問題として4番目に、希少の野生動物植物等へ特段の配慮が必要なものについては詳しく議論しましょうと、それからその他として、全体の事業費が数百億というふうに青森県の体力からみて相当事業費がでかいもの、それから点検結果がBとかCというふうな自己診断、自己点検が担当課の方から出されてきたもの、それと今年も多分1件かな、あるんじゃないかと思うんですけど、予算が保留になっている事業、これはどうして保留なの？保留だったらやめてもいいんじゃないの？とかですね、そういう観点で大体やっております。

ただし、下のなお書きの所をちょっと見ていただきたいんですけど、上の方の条件どれかに引っ掛かったら詳細しましょうと言ったけれども、次の三つは詳細にしなくてもいいやという、ここで委員の合意形成がなされて、それでやめていたのは、次の年、今で言うと来年21年度に事業が完了するものについては、いろいろ言いたいこともあるけど、まあいいでしょうと。それから、生命・財産、特に命の問題に関わるやつ、例えば地すべり、こういうことはやっぱり優先的に地域住民の命の安全のためにやらなければいけないので、上の方の5点に引っ掛かって、やってもらいましょうということで、詳細の対象にしません。それと同じような意味で、地域住民の生活に不可欠なものということで、下水道事業はいいと、ゴーサインだと、原案承認ということで外して参りましたというのが、昨年までの基準、考え方でございます。

それで今年、ちょっと後ろを見てください。43事業を一覧表に整理してもらいました。それでさっき言った5項目に該当するのがあるのかなと思ったら、全部該当するんですよ。この赤印刷してもらったのが皆どこかに引っ掛かるやつなんですね。1番の林政課もそうだし、3番から全部、道路課なんか全事業が、全工事現場がそうですよね。

それで困っちゃって、じゃ全部詳細にしたら、時間がいくらあっても足りないということで、今年特に、ここから私が勝手にしゃべるんで、「委員長それは偏見と独断だから駄目だ、こういうふうにしなさい？」と是非委員の方々からいろいろ言っていただきたいと思うんですけど。

今年についてですよ、今年について私がいろいろ事務局と相談しながら、今日のこの会議に至るまで何度も来ていただいて打合せしました。事務局は「これ全部やるんですか？」って言われて、大変なことだと思って、それで今私の考えを御提示いたしますので、それについていろいろ御意見を頂戴したいと思います。

まず道路課、整理番号で言うと6番と14番は、今日、いろいろ青森県方式を入れたら、一挙に0.4が1点なんぼってバーンと上がって、だったら最初からそうすりゃいいのと思うんだけど、しょうがない、これ出ちゃってオープンになっちゃったんですから。これは、当初のB/Cが0.5を下回ってたこともあると、それから今、他県でいろんな状況が変わってきたということもありますので、詳細審議地区に6番と14番は道路事業として入れたいと思うんですよ。

それと、さっきもちょっと話題になっていましたけど、むつの道路改築の14番は、さっきも補足説明があったように、30番の河川事業と同じ所ですね。武山委員も盛んに気にされているんで、この14番と30番は、むつ市の防災ということで、道路と河川等を含めて詳細審議したらいかかなということ、30番もピックアップしてみました。

それから事業費で見ると、事業費のでかいのは詳細審議をしたいところですけど、ほとんど全部が下水道事業なんですね、事業費のでかいのは。それでこれは、はしょりましょうと、詳細しなくてもいいやということで、むしろ下水道を除くとダム事業、24番の駒込ダムを御覧ください、事業費が450億という膨大な事業費です。それから29番の堤川ですね、これが330億です。それでちょっと見ていくと、青森市にかかわるんだけど、24番の駒込ダムと29番の堤川、これがかい330億ですけど、それと一番最後に金額は小さくて県単独だと言ってるんだけど、やっぱり堤川が31番にありますよね。ですからこれ一連の流域問題として、一番上の上流のダムから、市街地に至るまでの所を24番、29番、31番という形でまとめて、河川改修、河川総合開発ですか、要するに駒込、堤川に、青森市にかかわる問題という形で詳細したらどうだと。

整理しますと6番、14番、24番、29番、30番、31番と、6地区を詳細審議地区というふうにしたらいかがでしょうかということ、御提案いたします。いかがでしょうか？

どうぞ、意見交換したいと思うんですけど、いや、これはいらない、こっちもとやれというんだったら、それも入れますけど。何かどうぞ。

《詳細審議地区の選定》

小野崎委員：大筋賛成なんですけど、1箇所、25番の奥戸ダムは、24番に比べて事業費は格段に小さいのですが、先程、私申し上げたような意味で、ダム事業という意味で、連関させて両方詳細に検討した方がよろしいのではないかと。

小林委員長：それは全然構いませんよ。私がなぜ外したかと言うと、これは駒込ダムと全然意味が違って、生活水の確保というところがあったんで、これはもう現地の方々の生命線だということ、ちょっと外しただけで、全然他意はないですから、入れるというのであれば、ダ

ムですから入れましょう、奥戸も。ほかにいかがですか。

(5) 詳細審議地区の審議について(整理番号6番、14番、30番)

小林委員長：それじゃ、これから1時間ですけど、実は詳細事業は大変なことが一つありまして、詳細審議して、それでもなおかつ、もうちょっと吟味しようというときには、現地検討会と言って、現地に入って、現場を見ながら判断をする場所が出てきます。きますと言うか、毎年やってるんで、そこをどこにするかと、現地検討会をする現場をどこにするかということも含めながら、頭に入れながら、ちょっといろいろ吟味していきたいと思います。

それでは、まず道路課のB/Cが0.47、0.41という箇所について、先程の補足説明で御丁寧に説明いただきました。

詳細審議に入りまして、本日頂いた長い資料でございますけれども、本日の資料の5ページ、これが6番ですよ。六ヶ所のこの航空写真が分かりやすいんですけど、現在このグリーンの点々というのが現道ですよ。これが先般の調書、個別調書の6番を見ていただくと分かるんですけど、赤い点々の方に直すというのが、バイパス工事です。これバイパスと言っちゃっていいのかどうか、ルート変更ですよ。これが6番の事業です。

それから14番の事業は7ページですね。これが30番の河川事業と連動しながら脇野沢の全体の問題を考えましょうということでございます。

【整理番号6番 道路事業/東北横浜線(室の久保)】

小林委員長：ちょっと質が違うので、6番のことだけ切り離して議論しましょうか。六ヶ所のこのカーブの直すという仕事ですね。どうぞ。

松富委員：これを議論する前に、ちょっと片付けておくことが一つあるんじゃないかと思うんですけども。

それは、例えば先程の下水道の方ですと、国交省のマニュアルみたいなもので基本的にB/Cは評価したいと、今後何か事があれば、相談して改革していきたいというお話だったと思うんですね。

今度こちらの道路の場合は、県独自のものを入れたいということになっているわけです。そしてこう評価されているわけですよ。

県の中で、ある課は従来どおり、だけど新しくやると、その場合我々は新しくやったものをこの段階で受け入れるのかどうかということが重要ではないかと思うんですね。それを先にやるんじゃないかと。

小林委員長：はい、分かりました。この道路の方の、下3ページの表で(青森県)というのが右側でございますね。これの から というのが、青森県で入れて考えるというやつなんですけど、これは、実は今日初めて出てきたんじゃないかと、これ何年前でしたっけ、この委員会で、青森県のような人口の少ない所では、こういうやり方しないと、国交省の左側のやり方だけじゃ救われませんよ、というような指摘をして、このマニュアルを作ったのは、これいつでし

たっけね。

その時から実はこれはもう入れることになってたんだから、私がさっきから皮肉を言っているのは、何で担当が替わると 0.4 なんていう変な数字を出してくるんですかっていうのを、一貫して申し上げているのは、あの時散々本委員会で、私が委員長をやって、決めて、「これを入れる」ってなっていたのに、「何で左側でやって、こういう所に出すの、マスコミがいる所に」と言って、私がその時怒ってたのは、そういうことなんですよ。

松富委員は、今年初めてなんで、ここで初めて提起されて、初めて採択したのかってことは、実はそうではなくて、前の担当者はこれを入れて青森県独自のちゃんと過疎地にも生命を保証するというか、生活道路はキープしていたという実態があります。

そうしますと、一方で下水道の方はどうするんだということがですね、御指摘のとおりのことがある、これ下水道の方はどうするんですか。過疎というか、ちゃんとした統計で、人口統計、動態とかで、どんどんどんどん人がいなくなったとき、これは柔軟に、例えば 14 ページの日景委員の指摘はまさにそういうことだったんですよ。ここに書いてあるとおりのことだということだから、やり直すということなのかな。そういう場面が生じたら、という理解でよろしいのですか？都市計画課。

都市計画課：現在、便益として一般的に使っているものが、合併浄化槽を代わりに造った場合にどうなるのかということと、もう 1 つは下水道を整備しない場合に周辺環境に及ぼす影響として、その対策として側溝の蓋かけ等というのが、二本立てであります、その外に公共用水域の水質保全という観点から、なかなか貨幣換算等しにくいものでございますけれども、例えば住民アンケート等によりまして、見込める場合は、見込んでもいいというような国のマニュアルになっております。その 2 つだけではございません。

ただ、今現状で一般的に用いられている 2 つでもって、費用対効果、便益が 1 以上あるということで、使っておりません。

先程、御説明した意味で、もし例えばそのように 1 ぎりぎりだとか、そういった場合には別な要素も加味しながら、それを算定していくという意味で申し上げました。以上でございます。

小林委員長：下水道事業は金額もでかいし、事業に掛かる年度もすごく長いですよ、事業そのものが、何十年とやるじゃないですか。そういうふうに長期にわたる公共事業ですけど、その途中でそういうことでチェンジ、変更するということですね。

都市計画課：やはり費用対効果 1.0 以上というのは、やはり重要だと考えておりますので、多分そういう事態になるかどうかは分かりませんが、人口の減とかそういうものが要因でなるとすれば、そういうことも考えた全体の効果、便益がどのくらいあるのかということは、考えていかなきゃ駄目だとは思っております。

小林委員長：長野委員どうぞ。

長野委員：下水道に関連して、ちょっとお聞きしたいのが、今総務省の方が限界集落ということで一斉調査していて、10 年後はどうなる、20 年後はどうなるというもの出して、多分青森県も出てますから、やってるんだと思うんですけど、それとこの公共下水道なり合併浄化槽の

計画区域を重ね合わせると、どうなるのかなという疑問があって。いずれ、今年はちょっと多いんで、それを課題にするとなったら大変だなと思って、あまり下水道は言わなかったんですけども、予備調査としてそういうものがあつたら、来年、再来年でも、来年は下水道拳がってこないのかもしれませんが、非常にこれを議論するのにいいかなと思いました。重ね合わせることができるのかどうか、それだけでもちょっとお聴きしたいんですが。

小林委員長：そうですね。私もそこ、今の担当の方の回答だと、チェンジする、1.0 を切るような状況になったときには、1.0 をやっぱり守らなきゃならないから、設計変更でもあり得るんだというふうに聞いてるんだけど、いいんですね。私の聞き方間違っていないですよ？これ議事録に残りますから。

都市計画課：やはり1.0というのは、守っていきたいと考えております。

小林委員長：いやいや、守っていきたいから、30年という長期事業の中においてもやぶさかではないと、そういうことでしょうか？

都市計画課：はい。

小林委員長：何か私が無理して言わせているようだね。いいんだね？ちょっと事務局、ちゃんと記録しておいてくださいよ。これ必ず問題になります。

今、長野委員が言っているように、総務省、限界集落というのをやっているんですよ。国は限界集落には公的資金の投入はどうするかというのが、大問題、これ政治家の問題ですけど、非常に難しい問題があるんで、一担当課がああいう答えしちゃうと議事録上。非常に難しい話です、これは。ちょっと大変だと思うんだけど。

ただ、長野委員もそこを心配してると思いますね。特に青森県のような所は、限界集落の問題は非常に大きくなってくると思うんで、公共事業のあり方としては大変難しいかなということなんで、よろしく願います。じゃ、松富委員よろしいですか？道路の話に入って。

それじゃ6番の六ヶ所の、前に説明してもらった調書とか、本日の追加説明に基づいて、どうぞ、御質問なり。詳細審議に入ります。

どうぞ、武山委員。

武山委員：最初にちょっとコメント的に言うと、先程道路の方で県独自の評価方法を定めているということの説明がありましたけれども、、、というのは基本的には国交省の方で考え方としては出しているやり方ですね。、の方は、あまりこれ金額的には大きくないんで、便益としてですね、前の議論の時、僕は入れなくてもいいんじゃないですか、という意見は入れてたんですけど、入っているということで、ただこの部分というのは、金額的にはあまり大きくないんで、基本的には国交省が出しているやり方に沿っているという、特に県独自で変なことをやっているということにはならないのかなと思います。

小林委員長：右下の表の環境便益なんていうのも、そうかと思って、なるほどこういう考えもあるのかと。

武山委員：3番は詳細審議しないということで、6番の方にいきますけど、ここで何とか1超えるような形で今資料が出ていますけれども、B/Cの評価で県独自のことをやるとすれば、

先程もお話がちょっと出ていたんですけども、道路の構造についても何かもうちょっと独自に考えて、本来はちゃんと車線があって、歩道も付いてて、大型車もちゃんと通れるという道路が望ましいと言えば望ましいんですけど、やはり今財政的に厳しいということであれば、場合によっては、大型車は通らない、通れない道路とか、観光地はパークウェイとかシーニックバイウェイとかいうのは、大型車は通さないようにアメリカではやられているようですけども、そういうような道路、あるいは1.5車線で2車線の運用をすとか、あるいは3番とか6番も片側ですかね、一方通行で、現道をどうするかという話もあるんですけども、それぞれ1車線で交互に運用するとかいう形で、構造の方も何かあると検討していくことが必要なのかなというふうに思います。

質問的には、これはバイパスでかなりある程度迂回しないと、カーブのきつさとか、勾配が解消しないということだと思んですけど、今分かりますか、縦断勾配がどれくらい？こんなに迂回させないと駄目なのかどうかというのが、この航空写真を見て、ちょっと疑問というか、分かるようであれば、勾配がどれくらいになるのかということですよ。

小林委員長：武山委員の御質問、道路構造の問題で、そこに供用する自動車の数とかなんか、当然基礎データとして取っているわけだけど、道路構造をもうちょっと経費、事業費を縮小するような構造に考えられる余地はないかという御質問ですよ。

これは、ホットニュースだけど、新しく国交省は、高知方式でしたっけ、幅員をですね、2車線を1.5車線に変更して、何割だか事業費を削減することを、補助事業として認めましたよね。通ったよね。これ、それに引っ掛けたら県は喜ぶんじゃないの。

当然、道路課は専門の課ですから、その情報は流れてきて検討されているんでしょう？その辺に対する今の構造の問題でいかがかなということと、補助金交付の問題で、もし構造を交通量に見合ったようなものに縮小することができれば、大変、県費節減・節約のためにはいいのではないかと、というふうな質問ですけどいかがですか？その辺は。

道路課：はい、最初の武山委員の御質問ですけれども、現況の縦断勾配は約11%ございます。それを今のバイパスルートで6%まで緩和させる計画であります。

また、この道路は前回の資料にもあるんですけど、車道幅員は5m50cmの全幅7mということで、歩道等は一切ありません。

それから委員長からの指摘のありました、高知方式でございますけれども、ここにつきましては、すべて用地取得が完了しております。

それともう一点、やはり積雪寒冷地ということで、この地区は結構雪も降りますし、寒冷地ということで路肩等が普通の所であれば1.5m等確保するような計画をしておるんですけども、ここにつきましては最少の75cmという所まで縮小して考えております。

確かに県でもそういう1.5車線等の計画を持っている路線もございます。

小林委員長：あるんですか？

道路課：ただここにつきましては、どうしてもこういう地形的な制約から、2車線のままで整備したいと考えております。

小林委員長：これしかやっぱり駄目なんだということね。

道路課：そうです。これが最少だと、この箇所につきましては。

武山委員：それともう一つ、ここは防災の便益が加わって 1.1 になっているというふうに計算されていますけども、ここの防災便益の中身が、どういう形で計算しているのかというところが分かれば、教えていただきたいと。

道路課：このカーブの、現道のカーブの所に、山側が 4 段の切土になっておりまして、この箇所につきましては、モルタル吹付けを施工しております。ただ施工から経過時間がたっておりまして、現状がかなり剥離してきたりとかですね、かなり危険な状態になっております。もしそれを対策をするとこれだけの便益が挙がってくるということで、今回挙げてございます。

武山委員：もう 1 点いいですか。これは前回委員長が言っていた中で、交通事故の減少便益が -7 ということで、これはなくしてしまうというのはおかしいんですけど、これを残してしまうのか、あるいは国交省のマニュアルに従うと、これ出てきてしまうんで、内部はこれ計算しておいて、走行時間短縮の便益から引いておくとか、そういう整理をした方がいいのかなということで。後半はコメントですね。

小林委員長：マニュアルに書いてあるんだものね。

道路課：はい。ただ国交省も現在、便益の見直しをやっておりまして、今年の秋には新しい評価手法が出るようなことを聞いておりますので、その時点でもう一度検討したいと考えております。

小野崎委員：今のことに関連しまして、交通事故減少便益なんですけど、例えば事故の内容というんですかね。ここでウランの燃料の再処理するあれを積んでいる車が、例えば通るのであれば、それが 1 万に 1 回でも事故を起こすととんでもないことになるんだ、というようなことがあるのであれば、もっと便益を高く評価する必要があると思うんですね。ですから、そこら辺を通り一遍にマニュアルで評価するというのは、どうなのかなという。

小林委員長：これは 5 ページのこの全体のアクセス、再処理工場との関係からいって、こんなとこ全然関係ないでしょう？一切。

道路課：核燃物質はすべて船で運ばれてきますので、このオレンジの国道若しくは原子燃料サイクルの方の専用道路を通りますので、こちらの方を通ることはございません。

小林委員長：あれ何か法律あってね、一般道路は駄目なんですよ。

小野崎委員：そうしますと、私質問したことに対する回答として、交通量が出てますけれども、重交通量の中にはそういうのは一切入ってないということですね？貨物便とか、そういうものだというふうに理解すればいいんですね？

道路課：はい、そうです。

小林委員長：それじゃ、これはそんなところでいいですか。

【整理番号 14 番 道路事業 / 九艘泊脇野沢線（脇野沢）、整理番号 30 番 河川事業 / 脇野沢川】

小林委員長：それじゃ、むつ市の話に移りましょう。今日の資料の 7 ページですね。それで、

道路課の方は14番だし、河川砂防課の30番も連動してちょっと一緒にいろいろ詳細に意見交換、どうぞ、いかがですか？

どうぞ、武山委員。

武山委員：これ先程、私の質問の意図としても、こうやって合算してみるという考えがあるのかなということですね。あとは工事の手順とかの中で、ちゃんと計画で調整が取れているのか、B/Cの計算だけが繋がっているのか。

小林委員長：それは一番大事ですね。

武山委員：その話と、先程、費用が増えた中に庁舎の移転のような話が入っているとかで、脇野沢の地区にとって非常にいい事業になっているとすれば、資産価値が上がるとかですね、それに対して、むつ市の方では全然費用は負担していないわけですよ。

そのあたりで、別に費用を負担させろという話ではないんですけども、残った用地の所を先程、憩いの場として全部活用しようという話を考えているようですけども、河川作るのに20何億も費用、用地費を出してて、それと同じぐらいの面積の土地が、造成の費用がまた掛かるということにはなるとは思うんですけども、県費が苦しい時であれば、この土地をすべて憩いの場にするとするのは、どうかなというですね、考え方があるのかと。

小林委員長：むつ市のこういうの、総合何とか開発計画とか言うんでしたっけ、市でやってるじゃないですか、総合的な計画みたいな、その中ではどんな位置付け、全部県費でやろうとしてるの？むつ市の話だけ。

河川砂防課：この旧川の整備につきましては、現在県のお金でということでは考えております。県のお金で整備していきます。ただ、例えばごくわずかですが、そういう維持管理とか、ちょっとした草刈なんかは、地元とか市にお願いするということになるかとは思いますが。

小林委員長：受益者負担でしょう。

河川砂防課：そうですね。

小林委員長：それで武山委員の肝心の質問。縦割り行政じゃないんでしょうね？ということを知っているのよ。道路課と河川砂防課は、その辺のコンビネーションというか、上手にうまく連携を取りながら、やってられるんですねって、お互いの課の協議というか調整はやってられるんですか？

河川砂防課：まず、河川改修に伴って、橋梁の架け替え工事が出てきますが、これについては必ず河川砂防課と道路課が協議して進めておりますし、あと随時この進捗状況を見ながら、話し合いをしているということです。

(6) 詳細審議地区以外の地区に係る委員会意見の決定について

小林委員長：あとは、今ちょっと事務局に注意されたんだけど、詳細審議地区についてゴーか設計変更か、いろいろ決断をするのは、次回にやることなんで、今日はこの程度の質問で、更に詳細審議地区のことを次やる時まで、何か担当課の道路課とか河川砂防課の方に注文があることについて、いろいろ出すというのが趣旨でございます。

最初に確認しておきたかったのは、先程、合意形成されました、この7地区の詳細審議地区以外の残りの所は、県の対応方針案どおりでよろしいということで、ゴーサインを出しました、という議事録を作りたいんだというメモが今入ってきたんで、それはそういうことでよろしゅうございますか？

(異議なしの声)

小林委員長：はい、それじゃ、事務局それでよろしいですね。

(7) 詳細審議地区の審議について(整理番号24番、25番、29番、31番)

小林委員長：それで、今、詳細審議地区については、6番の六ヶ所の道路はそういうことでよと。それからむつ市の14番と30番についても、そういう説明ですよということです。詳細審議の決定をどうするかというのは、この次にやりますけれど、何か追加して資料とかはいいですかね。

一通り全部やっちゃいますか、7地区だから。それじゃ、6番、14番、飛びまして、24番、25番、これはダムです。小野崎委員の提案も入れまして、奥戸、大間の生活用水のダムのことも含めて。24番については追加資料とかあるんですけど。

《駒込ダム建設事業に対する附帯意見への対応状況の説明》

小林委員長：実は24番は、平成15年度に再評価審議委員会、この会議にかかっているんです。

その時も附帯意見が付いたりして、新聞にもかなり大きく取り上げられたりして、ちょっと慎重に審議した経緯があるんですよ。ちょっと資料を配っていただけますか。駒込ダムのその後のやつを、各委員の確認のために。

ただ今お手元にお配りした資料ですけど、15年度の本委員会で附帯意見が付きました。15年度の時、まだ一切着工してなかったんだよね？道路も作ってなかったのね？

河川砂防課：工事中道路には着手しております。

小林委員長：そうでしたっけ。そういう段階でやった時に、随分いろいろ意見交換があったんですが、当時の委員会としては、知事に対する答申の中に、今後更なるより一層の情報開示をして注意をみんな持つようにしてくださいと、情報公開が必要であるという意見を付けたと。

それを受けて、その後どういう動きをやったかということが、ずーと出ているんです。ちょっと事務局説明してくれます。河川砂防課がいいかな。ちょっと説明してください。このペーパー。

河川砂防課：前回の附帯意見を受けまして、9項目について行っているということです。

1つは出前トーク。平成16年の1月に開催しておりまして、これでダム建設の目的、植生・生息動物、地質等を話し合っております。

2番目として事業表示板設置。平成15年度に行っております。駒込川の沿川4か所と、ダ

ム建設所前に1か所、計5か所を設置しております。

3番目に、県の河川砂防課のホームページに駒込ダムのホームページを載せておまして、これは一般に見た方が、自由に意見を述べることが可能なようなホームページです。

それと学識経験者との打合せ。いろいろ動植物について、9回ほど打合せを行っております。
小林委員長：学識経験者って、具体的に生態学者ですか？どういう専門の方ですか？

河川砂防課：動植物等、生態系。

小林委員長：生態学者ですか。

河川砂防課：はい。それから5番目、駒込ダムの上流域には、シノリガモがおるんですが、この件に関しまして、日本野鳥の会との意見交換を5回ほど行っております。

それから6番目として、堤川の水系、河川整備計画策定時にいろいろ住民の方とお話して意見を吸い上げながら、17年の1月28日に公表して、この整備計画にはそういう住民の意見等いろいろありまして、「駒込ダム建設」と明記されております。

それともう1つは7番目として、堤川水系整備促進期成同盟会への事業説明を56町会の町会長さんを代表に5回ほど行ってございます。

それと8番目、堤川水系河川整備住民説明会、これは沿川の住民、町会32町会を対象に5回ほど開催しております。

9番目、最後ですけれども、駒込ダムの建設の事務所があるんですが、ここで平成19年6月から毎月1回、ダム新聞ということで、これもホームページに掲載して、こういうことをやりながら、前回の附帯意見に情報公開ということで努めておるところです。

小林委員長：分かりました。後ろにあるのは、当時この委員会を取材した新聞社が、東奥日報とそれから仙台の河北新報ですね。取り上げて、マスコミにも載ったというふうなことでございます。

【整理番号24番 河川総合開発事業/駒込ダム、整理番号29番・31番 河川事業/堤川】

小林委員長：それで、先ほど申し上げましたように、詳細審議する時には、この駒込というか堤川というか、全体の水系が見える航空写真かなんかどっかにあったんじゃないですか。全部見えるのどれですか？ちょっと資料分かんないんですけど。

河川砂防課：航空写真は、説明資料の4ページに付いています。調書の方です。

小林委員長：24番の調書の中。違う違う、私が言っているのはそういうことじゃないんだ。詳細審議を、連動して水系としてやりたいから、24番と29番と31番をまとめて見れる図面はなかったですかね？というのを聴いているんです。

河川砂防課：29番の説明資料の3ページ目に。

小林委員長：29番のこれね、3ページの一番上の写真ね、航空写真。これを見ると堤川が左の方から入ってきて、右側の方から駒込川が入ってきて、街の中で合流して、海に出ていると。

この駒込川という右側の川の、この写真にないずっと上流の方で、ダム本体があると、そういう位置関係だということね。

河川砂防課：そういうことです。

小林委員長：さて、これをちょっといろいろ議論するについて、この 24 番の調書、29 番の調書、31 番の調書をセットで見て、何かいろいろ注文とか。どうぞ、長野委員。

長野委員：先ほどは、岩木川で言ったんですけど、是非堤川で、全体の費用便益がどれくらいダブルカウントになっているのかという、なっていないのかもしれませんが、それを是非知りたいなど。

そういうことと、先ほど武山委員が言った、建設する方も多分これは考慮されてるんだと、ダムを造れば 100 年確率の高水は下がってくるんで、その辺はもうこの 3 つの事業をやれば、お互いにどのぐらいになって、建設を単独でやるより、このぐらい下がるというような、そういう洪水の水位ですけど、そういうのに、どういうふうに反映されているのかというのを、ちょっとこの次にでも知りたいということです。

小林委員長：はい、岡田委員どうぞ。

岡田委員：ただ今の長野委員と基本的には同じなんですけど、当時被害を受けたその時の降雨量ですね、何分の 1 だったのかということと、どういう被害の状況になったかという、それはやっぱりきちっと一度出していただいて。

降雨ですよ、要は。100 分の 1 の降雨で、一体どれぐらいの、ダムサイト計画のところ、具体的に水が出てくるのかっていう、この数字が全然出てきてないですよ。

集水域、例えば降雨量の観測地点がどこどこで、どれぐらい出るんだっていう、治水をやるんだって、今回治水が主目的だということになれば、その辺りをやっぱりきちっと数字を出してもらおうという必要があると思います。

そこがないと、洪水のダブルカウントの問題、私も大変気になります。堤川と一緒に、どこまでダブルカウントしてるのかということと、本当にこの治水ダムでどこまで、きちっと管理ができるのかということと、高水の水量として本当に正しいのかどうかということですね。

これは何かダムありきなものですから、ちょっと曖昧ですよ。この辺りの根拠のところをきちっと出してもらいたいなど、こう思っています。

それとこの調書によると、先程委員長も少し御指摘だったんですけど、ここに書いてあるのは、環境調査について、いろんなことが整備された、あるいは意見をきちっと伺ったということになると、それなりの報告書みたいのを、やっぱり出してもらった方がよるしいんじゃないでしょうか。そう思いますけれども。

小林委員長：はい。それと小野崎委員、もう一度さっきの質問を繰り返していただけますか。

小野崎委員：やはり調書で代替案の検討をされているんですが、すべてダムより費用が高いという書き方で、今日補足資料として千本松の話が出て、資産としてこれは保全しなくちゃいけないんだという、環境便益ですか、というような立派なものを出していただいたので、ダムについてもこれをやる必要があるだろうと。

つまり、ダムを導入することによって、どれだけ環境に対してマイナスがあるのか、費用だけで計算できない部分があると思うので、代替案と比べて、ダムはどれだけ環境負荷があって、

費用はこれだけ安いけれども、という比較表が是非必要だというふうに思います。

小林委員長：はい、その辺の資料も出してもらって。

先程の長野委員の指摘、私も実はそう思っていたんですよ。この岩木川水系の、今日の資料の4で御紹介いただいた、このペーパーはとってもいいと思います。8ページでしたっけ、十三湖、下流の十三湖に至るまでの流域の中で、これだけ事業が網羅されていて、それぞれの事業に対してどうのこうのと一括して分かるようになってるじゃないですか。

こういうやつをですね、堤川、駒込川をまとめて作っていただいて、そして今、各委員が御指摘のようなデータも添付していただけると、もうちょっと分かるかなと。

岡田委員の言葉をもう1回繰り返しますと、初めにダムありきで、それ以外は駄目、駄目、駄目っていうふうなのは、今は通らないから、そうではなくて、本当にこうで、こうで、こうだった結果、ダムしか残らないんだよということを、環境問題なんかもきちっと整理し、そして地域の住民の生命・財産を洪水から守るためには、こういうふうに流域全体で、この事業が全部連動して、29番、31番なんかも連動して、流域の人々の生命・財産が守られるんだよというふうな。その場合、やっぱり線引き、線引きというのは、計画流域ですよ、ダムの貯水に係る計画流域の線引きが、あの山の中でどうなっているのかとか、昔、平成15年度の時だっけ、ちょっとあったんだけど、もう一度そういうのを出してもらってですね。

ちょっとこれ慎重に審議しないと、450億というのは、ダム本体で450億だけれど、その外の29番それから31番なんかを足したら、とんでもない公費を使うわけですよ。

だから相当ですね、そういうのを総合的に青森市の受益者に対して説明すると同時に、県民全体に、貧乏県としてはこういう金の使い方をしているんだから納得してください、というようなことを、きちっと言わないとちょっと大変だなという感じがしますので、ここは是非資料をもうちょっと補充していただいけませんかね。

河川砂防課：はい、分かりました。

【整理番号 25番 生活貯水池建設事業 / 奥戸ダム】

小林委員長：それと、小野崎委員の御指摘の奥戸ダム、次の25番の資料を開いていただけますか。

これもダムですけど、これ重力式だね、同じ重力式ではあるけれど、目的が水道の問題になるということなんだけど、これはどうですかね。何かもう少し補足説明なり、資料なり出してもらうことがありますかね。どうぞ。

小野崎委員：これも24番と全く同じなんですけれども、代替案を検討されて、代替案は一応あるんですね。ですからダムだけということではなくて、代替案を御検討されているんですが、やはりコストの面だけの比較になっていまして、例えば北限のサルがどうのこうのと書かれていますけれども、そういう環境への負荷というのが、全く触れられていないというところが、一つ気になるんですね。

ですから、やはり費用ではダムは安いけれども、これだけ環境負荷があるんだとか、代替案

の方がこれだけ環境に対してやさしいんだというような、そういう比較がやはりなされないと、正当な評価はできないというふうに思います。

小林委員長：はい、そういうデータをお願いします。

これは終了予定年度が 28 年度だから、堤体本工事は？堤体本工事は、まだ着手前ですね。これちょっと矛盾しないんですかね。裏のページで環境影響のところ、北限のニホンザルとか、20 年度に取りまとめる予定とか、意見を参考に、なんていろいろ書いてあるけど、こういうのを聴きながら、その結果を見て着工します、という話じゃなくて、聴いているけど、進捗率が。いいのか、これ仮設道路作っているのかな。現地の状況はどうなっているんですか？

河川砂防課：まだ、全然その辺は手を付けていません。

小林委員長：測量・試験費だけだそうです、小野崎委員。ですからいろんなデータを見て、ここで意見を知事に言えばいいんです。ただ繰り返しますけど、駒込ダムとはちょっと意味が、目的が相当違うということは、やっぱりちょっと頭に入れておかないと。

小野崎委員の要望については、お願いしますね、準備を。

河川砂防課：はい、分かりました。

小林委員長：それじゃ、大体これで。

【整理番号 24 番 河川総合開発事業 / 駒込ダム、整理番号 25 番 生活貯水池建設事業 / 奥戸ダム】

小林委員長：どうぞ、川村委員。

川村委員：ダム建設のことが今議題になっているんですが、そもそもダム建設の相場というのが分からないという、建設の事業規模に対してどのくらいのお金が掛かるのかというのが。例えば他県で同じような規模のダム建設があったとか、それらで例えば比較ができないのかなとか思って聴いてみました。

小林委員長：それはすぐ統計資料が出ると思うんで。この程度の貯水量何万トンの場合、どうだとか。これグラビティだよ。じゃ、こうだこうだというのを、川村委員の御要望ですので、資料を作ってください。

河川砂防課：はい、分かりました。

(8) 現地調査地区の選定について

小林委員長：それで、結論は次回、事務局、次回でいいんだよね？詳細審議の結論はね。

それで、今日もうそろそろ予定の時刻 5 時ですけど、準備の都合もあるので、7 地区の中から、現地検討会というか、現地を見に行く地区をどこにしましょうかということだけ決めて解散したいと思うんですけど、どうしましょう。どこ行きますか。どうぞ。

小野崎委員：やはり、金額の大きさとか問題の大きさを考えますと、24 番の駒込ダムを希望します。

小林委員長：いかがですか、外の委員。

それじゃ、24 番ということですから、先程から私繰り返し申し上げていますように、

この岩木川水系云々と、これを見ながらですね、全体として現地検討は、駒込川、堤川を含めた 24 番、29 番、31 番と。

動線的に見て、ちょっと事務局に聞きたいんだけど、見れるでしょう？動線的に。河川砂防課でもいいけど。大丈夫ですね？

河川砂防課：はい。

小林委員長：それじゃ、私の提案ですけど、事業番号で言うと 24 番、29 番、31 番と分かれちゃうけど、一体化して堤川、駒込に係るという形での現地検討ということでやりたいということによろしゅうございますか？

(異議なしの声)

小林委員長：それじゃ河川砂防課、ちょっと大変でしょうけど、ただ今の各委員の御要望よろしくお願ひします。なお、その後またお気付きの点があれば、事務局の方にこういう資料を準備してもらえないかとか、どうぞ遠慮なく各委員、申し込んでいただきたいと思います。それじゃ、事務局いいかな。

あと、例えばこれまで現地調査をした時には、こんなことを希望してたんですよ。担当課の方にいろんな資料の準備をお願いすると同時に、もし必要があれば、地元流域の関係者、例えば地域住民とか、その辺に住んでいる人とか、企業とか、行政とか、誰かそういう地元の関係者からのヒアリングとか、意見を聴くようなことを、この度はどうしましょうかねと。

これはいらぬよね。どうかな。山のダムは工事現場の人しかいない。工事現場の人はやるっていうに決まってるんだ。聴くことないよね。それから川をずっと下ってきて、洪水があったらどうしますかって、絶対洪水防止をしてくれって言うよね。

いかがでしょうか？委員の方々。はい、どうぞ。

小野崎委員：ちょっと確認したいんですが、24 番の駒込ダムに関して、地域住民で反対派といますか、そういった人達がいるのかどうかというのを確認したいんですけども。

小林委員長：どうですかね。それは、県も答えづらいんじゃないかな。県は、いないって必ず言いますよ。

河川砂防課：はい。

小林委員長：あなた、いないって言っちゃうと、ちょっとまずいんだ、今日マスコミいるから。マスコミは、いるっていうのを掘り出すから。というのは、この間の 15 年度の審議委員会の時に、当時のテープ残っていると思うけど、ある委員から随分言われたんですよ、いろんなこと。

作ってくれた先程の資料の中に、こんなに何回にも渡って地元の説明会をやってますよとか言たって、32 町会で集ったのが 10 人とか、20 人とかじゃ、何やってるんですか、どんなふうに宣伝してくれたんですか、とか言う方は言うんですよ。

だから、ちょっと小野崎委員、反対派いるんですかって聞く相手が。いるんですか？

河川砂防課：いないです。

小林委員長：こういう話になっちゃうわけです。だからやっぱりそれよりも、私達の審議過程を情報開示して、きちっと県民にこういう議論が交わされていますよっていう、正しい情報が流れて、やっぱり判断をしていただくというのが、適切なやり方じゃないんですか。この手の話というのは。

小野崎委員が言いたかったのは、そういう形で自然保護団体かなんかが反対してるんなら、その人達の意見を聴きたいというつもりだったんでしょ。これ、野鳥の会とも話してると書いてあるんだもの。

もしいろいろと何かそういう書き込みとかですね、2チャンネルはないにしても、いろんなことがあったとすれば、私達の方に見せてください。

どうぞ、松富委員。

松富委員：この岩木川みたいに、駒込川ですか、水系に対する報告書というのはあるんでしょうか？あれば、委員会前に送っていただければと。

小林委員長：全体ですね。ないですね、私もらったことないから。

松富委員：普通、1級河川だったらありますよね。

小林委員長：一般的にそうなんですけど。

松富委員：ここはないんですか？

小林委員長：河川整備という全体的な捉え方してないものね。河川砂防課いかがですか？

河川砂防課：河川整備基本方針とか整備計画ということでは取りまとまったものがございます。

松富委員：ありますよね。ここは、ちょっと勉強不足かもしれませんが、2級水系ですか？

河川砂防課：はい、2級水系です。

松富委員：県でそういう冊子を作っているわけですよ。今後、30年間のどういう計画かっという。

河川砂防課：そうです、作ってございます。

松富委員：そしたら、それを送っていただけるとありがたいと思います。

小林委員長：資料は、事前に準備できたものは送った方が親切でしょうね。

外に何か御要望とか。7月の20何日、一番最後の日曜日でしたっけ、27日ですね。もしそれまでにいろいろ御要望があれば、事務局の方に出していただければなと思っております。

それじゃ事務局、あえて今回は地元の方々に「是非その日お願いします」ということはないみたいだから、それでいいですね。何か全般を通して委員の方々から御発言ありますか？

これで本日の審議を終わりたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

(9) その他

事務局：それでは、最後に事務局から事務連絡をさせていただきます。確認ですが、今お話がありましたように、次回の第3回委員会につきましては、7月27日に開催いたしますが、内容といたしましては、駒込ダム及び堤川に係る現地調査、それからそれに係る審議を予定してお

ります。当日のスケジュール等につきましては、後日改めて御連絡いたします。

それからもう1つですが、本日の会議の配付資料及び議事録については、事務局である企画政策部政策調整課において縦覧に供するとともに、県のホームページにおいて公表することとしておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

3 閉 会

司会：それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会といたします。長時間にわたり、大変ありがとうございました。